
平成21年 第10回（定例）南 部 町 議 会 会 議 録（第2日）

平成21年12月8日（火曜日）

議事日程（第2号）

平成21年12月8日 午前9時開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 議事日程の宣告
日程第3 町政に対する一般質問
-

出席議員（14名）

1番 板 井 隆君	2番 仲 田 司 朗君
3番 雑 賀 敏 之君	4番 植 田 均君
5番 景 山 浩君	6番 杉 谷 早 苗君
7番 赤 井 廣 昇君	8番 青 砥 日出夫君
9番 細 田 元 教君	10番 井 田 章 雄君
11番 足 立 喜 義君	12番 秦 伊知郎君
13番 亀 尾 共 三君	14番 石 上 良 夫君

欠席議員（なし）

欠 員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 ————— 谷 口 秀 人君 書記 ————— 古 曳 正 之君

書記 ————— 三 輪 祐 子君
書記 ————— 本 田 秀 和君
書記 ————— 吉 持 美奈子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	—————	坂 本 昭 文君	副町長	—————	藤 友 裕 美君
教育長	—————	永 江 多輝夫君	病院事業管理者	—————	田 中 耕 司君
総務課長	—————	森 岡 重 信君	企画政策課長	—————	長 尾 健 治君
地域振興統括専門員	———	仲 田 憲 史君	税務課長	—————	米 澤 睦 雄君
町民生活課長	—————	分 倉 善 文君	教育次長	—————	稲 田 豊 君
病院事務部長	—————	陶 山 清 孝君	健康福祉課長	—————	前 田 和 子君
保健対策専門員	—————	櫃 田 明 美君	建設課長	—————	三 鴨 義 文君
上下水道課長	—————	頼 田 泰 史君	産業課長	—————	景 山 毅 君
農業委員会事務局長	———	真 壁 紹 範君	監査委員	—————	須 山 啓 己君

午前9時00分開議

○議長（石上 良夫君） 互礼をいたします。おはようございます。

会議の前に教育委員会より副読本の製作のため写真撮影をしたいとの申し入れを受けております。許可をいたしましたので、報告をいたします。

きのうの景山議員の新型インフルエンザの発症状況について、総務課長より答弁がありますので、許します。

総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） おはようございます。

きのう現在の新型インフルエンザ、学校、保育園別の状況を報告をさせていただきます。

西伯小学校ですが420人中91人、22%でございます。会見小学校が204名中の7名、3%でございます。会見二小ですが、これはございません。13名中ゼロということでございます。法中ですが261名中の19名、7%。南部中学校が109人中1人です。1%。ひまわり保育園が63名中3名、5%。さくら保育園が79人中3名、4%。つくし保育園が135名中6名、4%。すみれ保育園が111人中42、ここが一番大きいです、38%でございます。合計で見ますと、1,395人中172、12%という状況となっておりますので、御報告をいた

します。

○議長（石上 良夫君） ただいまの出席議員数は14人です。地方自治法第113条の規定による定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（石上 良夫君） 日程第1、会議録署名議員の署名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、次の2人を指名いたします。

1番、板井隆君、2番、仲田司朗君。

日程第2 議事日程の宣告

○議長（石上 良夫君） 日程第2、議事日程の宣告を行います。

本日の議事日程は、お手元に配付の日程表のとおりであります。

日程第3 町政に対する一般質問

○議長（石上 良夫君） 日程第3、町政に対する一般質問を行います。

順序は通告の順とし、順次、質問を許します。

初めに、6番、杉谷早苗君の質問を許します。

杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） おはようございます。6番、杉谷早苗です。議長のお許しをいただきましたので、通告のとおり質問をいたします。

町制施行5周年を記念して、10月4日、ふるさと交流センターで記念式典がとり行われました。このことを祝し、改めて慶賀の意を表するとともに、今日までの町長初め執行部の御努力、住民各位の御協力に敬意を表し、感謝を申し上げるところでございます。

この5周年記念事業として、新しく南部町歌、未来（あす）へ大きく、町民音頭、南部まいちよこ音頭が作成され、そして町の鳥はブッポウソウと決定しました。また、なんぶ百選では、町内の名所、旧跡が制定、披露されました。私たち南部町民が心一つにしてこの地を愛し、あすへ向かってのふるさとづくりの励みになり、喜ばしいことに思います。

また、合併の重点事業の一つでもあったCATVの敷設によりなんぶSANチャンネルが開局し、家にいながらにして町内の様子、子供たちの学校や地域での活動を見ることができるようになりました。これらにより、地域がより近しく思えてまいりました。殊に、新町の基盤づくりと

して取り組まれた振興協議会での各振興区の取り組みに地域のビデオ投稿が多いと仄聞しており、地域の活力が成長してきたものと喜んでおります。

一方、このようにS A Nチャンネルの中で子供たちの姿を見る機会が多くなり、情報は豊かになったと感じていますが、児童生徒としての義務教育を切り口とした子供の実態はどのようなものかと考えます。例えば地域に開かれ、保護者や地域住民から信頼される学校であるための学校運営協議会、コミュニティースクールは会見小学校が県下で一番初めに取り組まれたこととか、学校事務の共同実施などさまざまな成果を上げられています。

ここで、南部町になってから3つの小学校、2つの中学校になってからの教育を一度検証し、そして今後のあり方など進むべく方向はどのようなものか、次の3点についてお尋ねいたします。

初めに町長にお尋ねいたします。南部町のすべてに責任を担わなければならないお立場として、全国学力・学習状況調査などを踏まえて、町の未来を託することにつながる義務教育に対する御所見を伺います。

次に、南部町になって5年間、人々の意識も随分変わりました。例えば平成17年6月議会で、栄養教諭の設置についてお尋ねしたことがあります。食育という言葉は当時は聞きなれませんでした。今日では日常的に使われております。早寝早起き朝ごはんなど、さまざまな取り組みをされて意識改革をされました。加えて、平成20年度は県下で、県内で初めて南部町教育の日条例が施行されたなど、成果とそれとまだまだこれからの努力を要する課題など、現状をお伺いいたします。

最後でございますが、前段の現状や解決や地域の期待を担っていかなければならない重要な義務教育です。加えて、この義務教育は多方面の社会情勢をまともに受けなければならない難しい立場です。それらを踏まえて、今後の南部町の義務教育のあり方を伺います。

以上でこの場での質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 杉谷議員の御質問にお答えをしております。

最初に義務教育に対する所見を問うということでございます。義務教育という概念は我が国憲法第26条第2項に規定された教育を示すものであり、1947年の学制改革により、義務教育制度として施行され、60年以上が経過いたしております。また、このことによって、保護者の皆様には子供を就学させる義務が、市町村には学校の設置義務が、そして国には就学保障義務が課されているわけですが、時代や社会の変化の中でそれぞれにさまざまな問題や課題が生じてきていることは議員もよく御承知のことと思います。

さて、町の未来を託す子供たちの義務教育という観点から、町長としての考え方を述べてみたいと思います。

まず、一番大切にしなければならない考え方は、すべての子供たちの義務教育を保障するということではないでしょうか。一人一人、子供たちが本来持っている生きる権利や育つ権利、守られる権利が義務教育の中できちんと保障されていることが大切であると考えております。そのためには、もちろん保護者や家族の責任は極めて大きいわけではありますが、学校教育のあり方としても可能な限り一人一人の子供たちに対応した教育を保障することが求められており、学校設置者である町長の責任をきちんと果たしていかなければならないと考えております。本町教育委員会におきましては、不登校や特別な支援を要する子供への取り組みを、その中核的な取り組みとして位置づけていただき、一人一人の子供を大切にしている教育実践が展開されていると認識をいたしております。

もう1点大切なことは、議員が御質問の町の未来を託すという視点だろうと、私も考えております。子供たちはやがて町を担う大人に成長してまいります。そういった観点から考えますと、子供たちの育ちを保障し、一人一人の育ちにかかわっていくことは地域社会の責務であると言っても過言ではないでしょうか。

子供は地域の宝と就任直後の永江教育長が本議場で発言しておりますけれども、同様の趣旨であると思っています。人間形成の基盤づくりをする小・中学校9年間の発達段階において、学校の先生とともに地域の教育力といった視点から、住民や保護者が深くかかわる中で地域の子供として育てていくことは義務教育のもう一つの大きなねらいであると考えております。

そういった意味から、本町教育委員会が県下の先陣を切ってコミュニティースクール制度を導入し、地域の視点からの学校づくりや教育活動を展開していただいていることをうれしく思っております。全国学力・学習状況調査などを踏まえてとの議員の御質問でありましたけれども、調査結果に一喜一憂せず、先ほど申し上げましたような義務教育の原理原則を大切にしていくことが重要であると、このように考えているところであります。

以下につきましては、教育長の方から御答弁を申し上げます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 杉谷議員さんの御質問にお答えをいたします。

南部町発足5年間の教育行政の成果と課題の現状、そして、今後の方向についてという御質問でございます。学校教育、社会教育、それぞれの観点からお答えをしております。

まず、学校教育についてであります。南部町発足時の児童生徒の実態や学校の現状を踏まえ、

不登校及び特別な支援を要する子供への対応並びに学校教育のあり方、この2点を当面する最重要課題と認識し、今日まで重点的に取り組んでまいりました。

具体的には事務局への指導主事の配置を皮切りに、町費による学習支援教員の配置、教育支援センターさくらんぼの開設、スクールソーシャルワーカーの配置等々でございます。また、学校のあり方としましては、地域とともに歩む学校教育をスローガンに、コミュニティースクール制度の導入による新しい学校づくりに取り組んでまいりました。

不登校及び特別な支援を要する子供への対応につきましては、先ほどの町長の所見にもありましたように、義務教育を保障するという観点から、一人一人を大切にされたきめ細やかな教育実践につながっていると認識をいたしております。特に教育支援センターにつきましては、不登校児童生徒の居場所として、また、一人一人の実態に対応した、より適切な指導が可能となり、小・中学校との連携により学校を支える重要な教育機関の一つとして、その役割を果たしていると考えております。

一方、特別な支援を要する子供の増加傾向に追いついていけない現状や、さまざまな取り組みが不登校改善になかなかつながっていかないなど、まだまだ乗り越えなければならない課題も多く、私ども関係者の一層の努力が求められていると認識をいたしております。

次に、学校教育のあり方についてであります。平成18年4月1日の会見小学校コミュニティースクールの指定を皮切りに、既に西伯小学校、南部中学校を指定し、法勝寺中学校も今年度中の指定を目指しております。したがって、会見第二小学校の二小の子供を育てる会を類似組織と考えておりますので、今年度末をもって、町内すべての小・中学校のコミュニティースクール指定が完了することとなります。

議員もよく御承知のことと思っておりますが、会見小学校は全国的にも高い評価をいただく学校運営が展開されておりますし、他の小・中学校につきましても、それぞれに特色あるコミュニティースクールとしての運営を期待をしているところであります。

コミュニティースクールの導入は多くの住民の皆様の学校教育への理解や御支援、御協力に支えられており、本町、教育行政の特色として、また、その中核ともいえる取り組みとして、町内外に広く認知される教育施策となりつつあると考えております。また、こうした地域の皆様と一体となった取り組みが県下初の教育の日条例の制定につながったと感謝をいたしております。

一方、課題としましては、教職員の意識改革がまだまだ不十分であると考えております。地域とともに歩む学校教育への変革の必要性が十分に認識をされていない現状にあります。教育長として、なお一層の努力をしてまいりたいと考えております。

こうした現状を踏まえまして、学校教育の今後の方向性ではありますが、これまでどおり義務教育を保障し、地域とともに歩むを学校教育の基本指針として、その実現に努力してまいります。具体的にはコミュニティースクール制度を基盤とした小・中一貫教育を目指します。義務教育9年間を一体的、体系的にとらえることによって、教育課程や生徒指導に一貫性を持たせた教育実践を実現し、子供たちをめぐるさまざまな課題の解決や子供たちの育つ権利をしっかりと保障したいと考えております。

したがって、学校別に設置いたしております学校運営協議会につきましても、小・中合同の組織に再編成することとなります。今後とも地域の皆様の御支援や御協力、御指導を賜りますようよろしくお願いいたします。

次に、社会教育についてであります。これまでも幾度となくお答えしておりますように、旧両町の町のあり方や町民性、公民館制度の違いや施策の特異性等によって、新町発足後もその方向性についての相互理解や調整が困難な現状がありました。また、並行して地域振興区制度の導入が提起されましたので、その方向性を見きわめながら、南部町での社会教育推進体制のあり方を模索していかなければなりません。そのために、あえて厳しく自己評価をすれば、成果として胸を張ってお答えできるものは余りなかったと言わざるを得ません。しかしながら、地域振興協議会活動が展開され始めた昨年度以降、少しずつではありますが体制整備に向け、取り組める状況になりつつあると認識をいたしております。

特に今年度当初より、町民の皆様に御協議いただいております天萬庁舎の改修による図書館を中核とする社会教育拠点施設の整備は、本町社会教育行政の懸案事項でもあり、大きな前進と考えております。改正教育基本法第3条に示された生涯学習のある町づくりを基本理念とし、天萬庁舎の図書館、社会教育機能、現町立図書館、町公民館、祐生出合いの館等の社会教育拠点施設と、各地域振興協議会との新しい連携体制を構築し、いつでも、どこでも、だれでも学ぶことができ、そして、そのことが地域振興協議会活動や町づくり活動に生かされていく町の姿を目指しております。現在、私どもがスローガンといたしております、地域の自立を支える社会教育の実現に引き続き努力してまいりたいと考えております。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 杉谷です。ただいまの町長のお言葉の中にもありますように、一喜一憂せずについていることは本当に義務教育の中では大事なことだと思って、このようなことを踏まえてお答えを聞くというのは、私の方のちょっと浅はかな考えだったかなあと、これはちょっと自戒しているところでございます。

義務教育の大切なことってというのは学力もそうですが、基本的な生活習慣、それをもとのしての生涯にわたっての社会性を身につけていく。こういうことが本当に図られることです。しかしながら、やはりある程度の学力というものは必要で、これがなければ長い一生の間、荒海を渡っていく強い子供には育っていかないのではないかと、気持ちを揺れながら、今、話しているところでございます。

この学力とか学力テスト、教育委員会っていうものについての世間の批判というものは非常にあるんですけども、今年の秦議員の御質問だったのでしょうか、これを取り上げておっしゃいました。その中で、我が町では町長としては非常に高く評価をしている、コミュニティスクールそのものを推進していくことは学力向上にもつながることだというようなことをお話しされていたというふうに議事録を改めて読んで、感じているところです。まず、学力をっていうことをそれにばかりとらわれてはいけないんですけども、全国で高い水準を、一番、二番っていうところをしておられる、そういうところの東北地方の学校に、たしか教育長のお言葉だったと思いますが、以前から地域の人が入っていると、そういうようなことをお話しになったってというような記録も残っておりました。現在、我が町で行われているこのコミュニティスクールっていうことにつきましては、非常に将来性のある、先進的なことだと思って感じております。

それで次のさまざまな5年間の課題を踏まえてってということで、御回答いただいたんですが、ここについては余り詳しくは述べてはいらっしゃいませんが、体をつくる、食育というものについて以前何度か、食育の日の6月ごろに私も何度か質問したことがあります。このようなことで、現在は朝御飯を食べるってというような基本的なことが、より定着してきているのかどうかお尋ねいたします。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。朝御飯の問題でございますけれども、これにつきましては、栄養教諭を配置をするということよりも、しばらく前から、朝御飯を食べようキャンペーンということで取り組んでまいりました。ちょうどいいぐあいに国でのそういう啓発活動も展開されますし、県での啓発活動とちょうど上手に一体的な取り組みができたというタイミングでもございましたので、非常に高い割合です、朝御飯を食べてきているというように認識をいたしておりますし、また、朝御飯を食べてこないで、学校の様子がどうのこうのというようなこともですね、学校の方からは聞かなくなっております。そういう意味では、現在の課題は食べるということよりも、その食べる中身がどうなのかなというところがですね、課題になってくるんだろうと思っています。そのあたりのところが、栄養教諭の配置のぐあいと、いいぐあにかかわっ

ていくと、もう一步充実をしてくるのではないのかなと、そんなぐあいに認識をいたしております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 徐々に浸透してきて、いい方向に行っているなと思ってうれしく思います。

先日、鳥取市が米粉のパンに切りかえたってというような話がありまして、こういう取り組みってことは話されているのでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。ことしでなかったですから、去年だったでしょうか、その前だったかもしれません。ちょっとははっきりしたこと、覚えておりませんが、米飯の回数を19だったかな、実は1回ふやしております。それにかかわってですね、パン食、いわゆる米粉のパンを、米粉パンという方向性についても運営協議会の方で話をさせていただいております。現在は、学期に1回、米粉パンを出すということで子供たちの反応、あるいは保護者の方の御意見をことしは聞いていくという方向で考えておりますが、方向性としてはもう少し米粉パンをふやしていきたいなというぐあいに思っていますが、また給食費との問題も若干絡んでまいりますので、そのあたりとの調整を図りながら、給食運営委員会の皆さん方と相談をしてみたいというぐあいに思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 米粉パンはただ単に小麦から米にかえるっていうんでなくて、価格も少し高いとかっていうふうに聞いておりますので、なかなか一遍にどうこうっていうことも難しいと思いますが、順次検討していただきたいと思いますと思っております。

そして、また情報教育っていうものにつきまして、このところはテレビゲーム、それと携帯電話とインターネットのこと、それにつきましてはフィルタリングをしてってというようなことを世間でもよく言われておりますし、教育委員会とそれと保育園の方とですか、連携されまして、何回かこういうような会を二、三回どもは設けていらしゃって、町民の方も広く呼びかけていらっしゃると思いますが、そういうことの成果っていうものが少しずつ目に見えてきてるっていうふうにはお考えでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。御指摘の点は今年度、昨年度からだったんですけれども、岡山の川崎医大の片岡先生を何回かお迎えをして、テレビあるいはゲームが脳に及ぼ

す影響というものをお話をいただいたという経過がございます。その結果ですね、その成果がこう出ているというところについてはまだ十分に把握をいたしておりませんが、関連をする取り組みとして御承知のようにノーテレビデーという取り組みをいたしております。

これについては、来年度に実態調査といいたしでしょうか、取り組みの結果どうなのかなっていうところを調査をしてみたいなということで予定をいたしているところでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） これは子供の自覚よりも、親御さんの方の保護者側の自覚が非常に問われる問題があると思いますので、その辺の啓発もあわせてお願いしておきたいと思います。

そして、次に、人権教育でございます。いじめについてです。いじめにつきましては議会要望の中で回答しておられます中では、現在、重大ないじめは事実はないというふうで回答いただいております。小学校の西伯小だよりの小学校の校長先生ですね、校長先生が出しておられるのがこれがいつでしたでしょうか、11月5日発行のもんでございます。後藤校長先生がいじめの克服というところで書いておられて、私は初めこれを見たときに、あら、重大なことでもあるのかなあと思いましたけれども、これも人権教育の中の一環として、人権について継続をして学習をしていますいうところで、そこの喚起を促すようなことで載されたんだと思いますが、わからないのがいじめでございますので、保護者に対して何らかのメッセージを発していらっしゃいますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。いじめにつきましてはですね、校内でのいじめにつきましては、現段階で学校現場の方から私の方に報告、あるいは相談を受けている案件というものは全くございません。校内でいじめにつながるというような日々のこと、いろいろと起こっておるんだらうというぐあいには想像はいたしておりますけれども、校内での指導の中で対応しているというぐあいに認識をいたしております、教育委員会の方から保護者の皆さん方に直接こういう案件で何らかのお願いをするということは現段階ではいたしていません。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） いじめにつながる不登校につきましてはですが、さくらんぼの状況っていうのは非常にいい形で、今運営されているというふうなお話でございました。この中で19年の6月議会のときに、私、さくらんぼについての一般質問をいたしました。その中で不登校連絡協議会っていうものをちょっと考えているとか、推進なさるとかっていうような御発言があったんですが、この不登校連絡協議会っていうものは現在でも形を残しているのでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。そのときですね、お話をさせていただいた内容をきちっとよく十分に、こういう意味だったということで覚えておりませんが、意味合いとしては、いわゆる関係する学校との連絡、意思疎通をきちっとするという意味でお答えしたんじゃないのかなというぐあいには思っております。そういう意味では、いいぐあいにキャッチボールができていうぐあいに認識をいたしておりますし、夏休み等は基本的にさくらんぼを閉めるわけでございますけれども、その間にまた子供たちの生活リズムが崩れるというところも心配をされますので、実際には教員が今度はさくらんぼの方に週1回出かけて、子供たちの様子を見るというような形での連携もできておりますし、意思疎通は十分図られているというぐあいに認識いたしております。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 会の名称とかなんとかは全然関係ないことで、その辺のところはきちっと対応ができていうことを聞いて安心いたしました。これに関しまして、また、スクールソーシャルワーカー制度とかスクールカウンセラー制度というものを取り入れていらっしゃいますが、このあたりのことが状況的なことはどういうふうになっておりますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。スクールカウンセラーにつきましては、これは県の方が中学校に配置を週に1回ぐらいだったでしょうか、時間はちょっと覚えませんが、配置をしている制度でございます。時によっては、小学校の方にも出かけていただくというような対応をいたしております。特に子供とのこやりとりといいたすでしょうか、そういうものを大事にして対応をいたしておるということでございます。

スクールソーシャルワーカーの方は、町の方で採用、設置をさせていただいて、教育委員会にありますが、どちらかといいますと家庭の方の支援という形でそのあたりをうまくすみ分けをしながら、子供たちを支えるスクールソーシャルワーカーは保護者の方、あるいは家族を支えるという、こういうような連携のもとで取り組みをいたしております。スクールソーシャルワーカーについては、2年経過をいたしました、少し課題といいたすでしょうか、ちょっとやり方を変えないけんかなっていうぐあいに思っております。といいたすのは、中学生ぐらいになりますと、スクールソーシャルワーカーさんが御家庭の方、あるいは保護者の方となかなかキャッチボールをしにくくなっていくというような傾向にございます。受け入れてもらえないというようなことも幾つかございまして、今年度途中から少し、重きを下の方に下げて保育園も含む中で、

お父さんやお母さん、あるいは御家族の悩みをですね、受けとめたりアドバイスをしたり、そういうような方向へ少し今、変えてきておるといことがございます。

それから、学校からいたしますと、先ほども言いましたようにスクールソーシャルワーカーと、それからスクールカウンセラー、そういう専門の方がかかわっていただきますから、その子の実態や状況に応じて、選択をしながら相談をするというようなことも可能になっておりますので、そういう意味で学校教育を支えていく重要なスタッフかなと、そんなぐあいに考えているところでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） このスクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、この方たちの出番が多いということは早目に気持ちの整理をつけて、次に行かせてもらえるっていう点では本当にいいことですが、出番が多いってことはそれだけ悩みも多いことなのかなと、ちょっと相反することで、このことにつきましても本当に現代の世相を反映しているんじゃないのかなと感じております。

それと、先ほどふるさと学習副読本というものが今回の補正予算に上がっておりまして、8万4,000円ですか。それには編成補助員、選定委員の謝礼っていうふうに書いてあったんですけども、こういうものが上がってくるということは随分と段階も進んできてるのかなと感じておりますが、現在はどのような状況でしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） ふるさと学習の副読本でございますが、今年度の当初予算でお認めをいただいて年度当初より作業に入っております。このたびは補正予算をお願いしたんですけれども、少し想定をいたしましたよりもしっかりと時間がかかると、せっかくつくるものですから、かかわっていただく方はよりいいものをという思いもございまして、御無理をお願いをしているという状況でございます。このことにつきましては、後のまた景山議員さんの御質問との関連もございまして、あるいは先ほどお答えをいたしました中身から申し上げますと、小・中一貫教育のことを念頭に置きながらつくっているということでございます。

具体的に少し申し上げますと、3種類つくります。小学校の中学年用のもの、それから小学校の高学年用のもの、それから中学生用ということで3種類こうつくりまして、それぞれの発達段階といましようか、学年に応じた内容をそれぞれに配置をするということで進めているところでございます。大体、そのそれぞれ50ページ程度ということで予定をいたしておるところでございます。さきに印刷をお願いをする業者さんも決めましたので、予定どおり年度内に完成をし

て、早速、新年度からはこういうものを上手に使いながら、9年間の中できちっと体系的にふるさとを学んでいくと、こういう取り組みの教科書にしたいなというぐあいに思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） ふるさとを知る副読本というのは私も非常に思いが深いものでございます。それで、これは生徒、児童用に9年間のもので使用するとおっしゃったんですけども、希望すれば一般住民の方でも分けてもらえるものなんでしょうか、そこまではお考えでないでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。実はですね、1カ月ほど前ですか、急遽ですね、実はその印刷冊数を少しふやさせていただきました。それは何でふやしたかといいますと、せっかくこれだけいいものをつくっていくので、学校教育だけで活用するのはもったいないなということをおもっております、社会教育の場面でもふるさとを学ぶということで、ぜひ活用したいということで、少し冊数をふやしております。配布をするっていうことにはなかなかならないとは思いますが、それを活用して学んでいただく場面はぜひつくりたいと思っておりますし、図書館等にも配置いたしますので、見ていただくことは十分可能かなというぐあいに思っております。よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 地域に関するものは、ふるさとに関するものは手元に置きたいという思いがつついあったもんです、このような発言をいたしました、図書館等に置いていただければ十分閲覧できて、私たち普通の者も勉強でき、子供たちとの話し合いの場にもなるということですので、よろしく願いいたします。

それと、今、学校教育に対して非常に手厚い補正予算が4月段階で組まれてたんですが、この政権がかわりましてから何か学校現場としては影響が受けるというようなことがありますでしょうか。例えばスクールニューディール構想というものがございましたね、そういう中で一部は何か取り上げられるようだけでも、一部はだめだというようなことをちらっと聞いたんですけども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育次長、稲田豊君。

○教育次長（稲田 豊君） 教育次長です。政権がかわっての状況ということでございますけれども、一応、内示をいただいておりますものは対象にしないということがあったようでして、うちの

方で南部町の方で申請をしておりましたデジタルテレビとか電子黒板等につきましては内示をいただいておりますので、このまま本年度中の執行が可能だというふうに考えております。一応、業者の方の選定もお願いをしておりますので、近々入札等も行いたいというふうに考えておるところです。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 今、次長の方から電子黒板の内示をしていただいているところで設置可能だということを知って非常にうれしく思っております。といいますのは、2月でしたでしょうか、陰山、ちょっと今あれが出ておりませんね、英男教授、百ます計算で有名な、この方がプラザで講演、2月の28日にされるっていうようなことを聞いておりますが、この方が電子黒板いうものは非常にいいものだということで、本当に教育の画期的なものになるんだということ。それで、この新政権になったときにこれらが否定されるようであればちょっと寂しいな、自分ところはもう取り入れてるから非常にいいんだというようなことを聞いたことがあったもんですので、非常に私、電子黒板いうもの、初めには偏見を持っておりましたんですが、すごく教育の有力な戦力になるっていうことで今、そういうお話を聞いて非常に安心したところでございます。その学力というものは本当に今、フタコブラクダになって、これから学力を底上げしていくっていうのは非常に難しいっていうことなんですけれども、反復練習とかそういうことをしていくっていうことにつきまして、それと、また、勉強の仕方を知らないっていうようなことで、これは日本海新聞です、ついこないだ出ておりました。11月22日ですが、勉強の仕方っていうこと、内容じゃなくて勉強のやり方っていうものを教え込まなきゃいけないんじゃないかっていうような記事が出ておりました。まだ、この「思考の整理学」っていうこれは東大の何とおっしゃいましたでしょうか、外山先生、23年前に出た本なんですけれども、これもやっぱり勉強の仕方、論文の書き方、そういうようなことで、先生方の言うことを聞いて素直にずっと育ててくる子が、いざ自分の足で行こうとするときに、ちょっと混乱を招くっていうようなことは何か違うんじゃないかというような内容で、その「思考の整理学」いうことで、東大、京大が一番読まれている本だ、100万部突破というようなことが書いてありましたので、学力の面ではそういうような反復のこと、それとやり方っていうことも今後、検討していただきたいなと思っております。

次に、先ほどから今後の方向に向かってっていうことで今、小・中一貫教育っていうことのお話も出てまいりました。このことについては、カリキュラムとかいろいろな問題もあらうと思いますが、現段階ではどのようなことが話されておられますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。小・中一貫教育を目指すということについては、5人の教育委員の中で方向性として全く同じ理解をいたしております。学校現場の声を聞いてみますと、各校長の考え方というのは同じでございます。現在の状況を見たときに、やはり9年間を一つのスパンとして考えた一貫教育へ現在の小・中学校の教育は移行すべきだろう、こういうような考え方を5人の校長も持っております。

そういう意味からすると、考え方が全く一緒、同じ方向でございますから、さきさきと、こう行きそうなんですけれども、そのところが少し正直申し上げまして、今年度、足踏み状態でございます。ようやく教職員を入れてのそういうことの取り組みへの意思統一っていいでしょうか、そういう会は10月だったんでしょうか、9月だったのかな、ちょっと忘れましたがけれども、初めてスタートいたしましたけれども、こういう方向へ持っていくということになりますと、ある意味で教育委員会のリーダーシップというものが非常に求められてまいります。そのあたりが少しまだ十分にそのリーダーシップ性を発揮仕切れていないといえましょうか、そのあたりが今、課題でございます。これは職員の数の問題や現在の業務量の問題や、いろいろあるわけでございます。そのあたりをもう少し整理をして、やはりこれをしていくためのポイントは、やはり教育委員会の強いリーダー性だろうと思っております。そのあたりを少し、もう少し整理をきちっとせないけんなどということは今、思っております。いましばらくお時間を、いましばらくほどでないですね、できるだけ早く、目に見えるような形で動き始めたいと思っております。御理解いただきたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 16年の12月の一般質問におきまして、私が、合併して2つの中学校、3つの小学校になったときに、ミニ小・中一貫教育っていうものができないだろうかという質問をした覚えがございますが、そのときは余り教育長は積極的ではございませんでした。それと今とは、なぜ状況がこのように変わられたんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。永江が変わったということではなくて、その間で教育長として勉強させていただいたということで当時、不明であったことも理解ができるようになったというぐあいに御理解いただきたいと思っております。私自身もそう思っております。まだまだ勉強しないといけないこともたくさんあるというぐあいに思っております。よろしく願います。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 小・中一貫教育となりますと9年間になりますが、その間でのカリキュラム等も今後、また考えられることでしょうし、それと、きのうの私の女性議員の研修会の中で報告いたしました例は特例で、特殊な例で1学年を10人でいうようなくくりでの話でございましたが、このことと我が町との当てはめてってということは全然、異なるものでございますので、その話でもって陰山校長、ちょっと忘れました。日浦学校校長先生の思いが余り強烈だったので、それをぶつけようと思いませんが、そのよく中1ギャップというものが言われているんですが、それを小・中一貫教育に取り入れた場合、この中学校になるといろんな問題で学力的にも落ちてくるってというようなことをよく聞くんですが、それらの解消ってということもなるものなんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 解消しなければいけないと思っておりますが、小・中一貫というものを、もともとの基本的な理念は多分あるんだろうと思っておりますが、ありますが、私自身がそういうことの必要性というものを非常に強く思ったことの一つはそういうことがございます。

現場で子供たちの様子を見ておっても、やはりそのところでいろいろな問題が出てくる。小学校のときに余り気づかなかったのに、あれっていうところがたくさん出てくる。そういう現実もございますので、そういうことの解消のためにも有効な考え方だろうと思っております。きのうの御報告でございましたように、6年、3年というくくり方は基本的にはいたしませんので、もう少しこれを柔軟に3段階ぐらい、まあ、何年にするのかってというのはこれから考えていかなきゃいけませんけれども、そういうことが起こらないようにしていかないけませんし、私の頭の中では、将来的には前にもどっかでお話を申し上げたかもしれませんが、小学校、中学校で校長が1人だというようなこともですね、含めながら考えていきたいというぐあいに思っておりますので、そういうことからすれば、そういうことの解消には必ずつながっていくというぐあいに思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 今、教育長が校長は1人だとおっしゃいましたけども、このことは、日浦小・中の校長先生もおっしゃっておいりました。やはりきちとした統率がとれないと難しいということで、これは本当に1人でってということになりますと、会見小学校の第二小の問題も含まれてまいります。それで、統廃合にするのかってというような問題ではなく子供の立場という、子供の育つ、育ちっていうものを中心に置いてぜひともその辺のところを考えていただきました。

いと思っております。

このことに対しましては、小規模学校には小規模学校のいい面がたくさんあります。それから、また問題になる点もたくさんあります。そういうようなことを考えますと、現状でいかがなものか。それとも、そこはそれこそ、よそから山間の子供たちの体験をさすためっていうことで、受け入れ可能な特殊な学校に持っていくっていうようなこともあるのではないのかなと思いますが、でもそういうことをすると多分、町長がよその子までわしゃ、面倒見るのはそこまではないんだぞというふうにおっしゃるのかなというふうにも考えてはありましたけども、そのような本当に問題がたくさんございますので、保護者の方の意見をしっかりと聞いて、ぜひとも時代に乗りおくれぬように検討していただきたいと思っております。

それと、学力にこだわって非常になんなんでございますが、子供の学力と家庭の背景っていうことがあります。家庭の経済力によって、随分と子供が違うっていうこともよく言われるんですが、ここにお茶の水女子大学の研究グループが全国学力・学習状況調査を踏まえての上の結果を出しておられるのに、数々あります、分析のまとめとしていろいろあります。確かにその世帯の収入にはかかわることでございますけれども、世帯年収を考慮しても保護者の行動と学力との関係は残るって言われます。親の態度によって、年収とは関係なく子供たちが勉強する目っていうものは育つもんだっていうふうに言っておられますので、この辺のところも踏まえて保護者の意識改革、子供に対する何ていいますか、子供の健全なる育ちができるような親の態度っていうようなそのような講座っていうものを教育委員会の方ではお考えではないでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。学力についての御質問でございますが、教育委員会全体、教育委員会として現在思っておりますことを少しお話をさせていただこうというぐあいに思っています。

小・中一貫という話をさせていただきましたし、それから、これまでコミュニティースクールっていうことで、学校との答弁でも学校教育のあり方っていうものをやはり考えていかないけんということ、大きな課題だったというぐあいに思っておりますが、そういう意味では、この南部町発足5年間で学校を支えていく仕組みなり、あるいは目指す学校の姿なり、いわゆる大枠のところといいましょうか、そういうものは皆さん方にお示しをしたり、一定の成果というものが上がりつつあるのかなというぐあいに思っております。

そうしますと、やはり今度はその中で、しっかりとした教育が実践をされていくということが次の段階の話になってくるだろうというぐあいに思っています。

そういう意味で、学校の形をきちっとすることによって必然的についてくる、中身がよくなっていくという面もございましょうし、それから学力というものについては教育委員会としては少しこれからの3年間ぐらいというものを今、念頭に置いておりますけど、学力を高めていく、そういう指導力向上に向かった施策を教育委員会として少し強力に進めていかないけんのかなというぐあいには思っています。それが今年度、既に県の方の御支援もいただいたりして、勉強頑張ろうキャンペーンですね、いろいろな、その陰山先生を呼んだりっていうのも全部そういう流れなんですけれども、そういう県の支援ばかりに頼らないで町として子供たちの学力をどうするのかっていうところを、しっかりこの3年間でやりたい。

それは何でかっていいますと、先ほど義務教育という話がありましたけれども、少しその町内の学校の中で少しアンバランスな状態っていうのは若干見受けられますので、すべての学校の子供たちを平等公平にしっかりした力をつけてやるという観点からすれば、やはり教育委員会としてそれを学校現場におせていくだけではだめだろうと、しっかりと応援をして、ある意味で5校の力を均等にしていくということは当然のことかなというぐあいには思っております。

そういう意味で、少し学校の中に入りながらしりをたたかっていうと学校の先生にしかられまされけれども、しっかりと応援をしていきたいなと思っております。と同時にですね、やはり御家庭の協力もやはりないといけないわけですし、このたびの町報で3年間の学力調査の総まとめみたいなものを、字数は限られますのでかいつまんだ形にいたしますけれども、その中でやはり本町の子供たちの家庭での学習時間というものはやはり相変わらず3年間やりました。その前に基礎学力調査、県の基礎学力調査もやってですね、低いという状況ありました。にもかかわらず、なかなか改善をしていっていないという実態もあります。その中で、やはり学校と教育委員会と一緒にあって御家庭の協力もしっかりいただいていかないと成果につながっていかないだろうし、子供たちの本来伸びる力をしっかりと伸ばしてやることにもならないのではないのかなということで、何らかの有効な手を打ちたいなというぐあいには思っております。こないだ5校のPTAの会長さん方と11月だったですか、お話も実はその5人の教育委員でさせていただいて、そういうこともお願いをしたり、PTAとしての活動としてもそういうことを取り組んでいただきたいというようなお願いをした経過もございまして、そういう家庭への取り組みも強めていきたいというぐあいには思っております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 6番、杉谷早苗君。

○議員（6番 杉谷 早苗君） 事細かく説明をいただきまして、感謝いたします。

ここに南部町教育行政の基本方針というような中に教育委員会の基本姿勢というものが出てお

りまして、これはインターネットのホームページから取り出してきたものなんですけれども、あらゆる教育課題に果敢に取り組むことを住民と約束をするというふうになされております。それで、「前へ…、前へ…、ひたすら前へ…、ただただ前へ…、とにかく前へ…、南部町の教育一步前へ…！」と、このように力強く前進することを載せていらっしゃると思いますので、ぜひともこの精神で取り組んでいていただきたいと思います。大変、力強く感じました。以上で終わります。

○議長（石上 良夫君） 以上で、6番、杉谷早苗君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで休憩をいたします。再開は10時20分といたします。

午前10時05分休憩

午前10時20分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

続いて、12番、秦伊知郎君の質問を許します。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 議長のお許しを得ましたので、通告どおり2点について質問をさせていただきます。御答弁の方、よろしくお願いいたします。

まず、最初に天萬庁舎の改修であります。町長は天萬庁舎の議場を早期に改造して中央公民館的な利用、ホール的な利用を行うものとするとの合併協定書の項目を、昨年の町長選挙のマニフェストに掲げ、公約として実施すべく3月議会に天萬庁舎多目的利用施設化事業として設計費用のみ予算化をし、これは2,100万計上されています。補足として町民、各種団体の意見や要望等を十分反映できるような詳細設計を今後の協議により決定。2つ目に、建設費及び事務費等については補正により対応をお願いしたいとして提案され、議会での議決がなされています。以後、具体的に事業を実施すべく5月中旬には手間山、富有の里両協議会の関係者から成る天萬庁舎改修検討準備委員会が基本案をもとに検討し、住民の意見や意向を整理し、8月24日に会見地区の意見として町長に伝えたとあります。これを受けて、8月下旬、8月29日が第1回目ですが、住民代表や学識経験者計9名の天萬庁舎改修検討委員会が4回行われ、10月7日には改修検討結果報告が町長に提出されています。会議録、結果報告は町のホームページに掲載されています。それぞれの委員会で論議されていますが、町が示した基本案、3階は200席、200人とも言われていますが、ホール。2階は教育委員会、産業課等の庁舎機能と公民館。1階は図書館と総合窓口の庁舎機能。この案が準備委員会ではおおむね賛成。検討委員会ではホールは不要。改修は反対。公民館、図書館は別途設置等の意見もあったようです。

以上から次の点について質問をいたします。準備委員会の意見集約をした町案についての改修検討委員会の判断は、2番目に、改修についての住民の理解は十分か。3番目に、行政機能の集約、図書館、多目的ホールへの改修とあるが、どのような機能を持つ施設となるのか、具体的な説明を求めます。

次に、西伯病院であります。9月議会で示された20年度の決算状況は事業収益20億4,291万8,000円、事業費用21億6,535万円で、純損益は1億2,243万2,000円の赤字決算でありました。

19年度と比較すれば延べ外来患者数は1,037人減の98.4%であります。延べ入院患者数は422人増の100.6%。病床利用率は92.8%で0.8%の増となっています。また、医療収益は前年度対比では、3,284万4,000円の増です。医師、職員の努力がうかがえます。しかし、当初見込みでは純損益は3,562万7,000円の赤字との予測でありました。約1億2,200万円の赤字は医師の補充ができなかった結果とはいえ、大きな額であります。21年度は改革プランが策定された初年度ですが、現在、どのような状態、経営状況で推移しているのか伺います。

次に、病院改革プランであります。公立病院の置かれた厳しい状況を踏まえ、地域において必要な医療供給体制を確保し、良質な医療を継続して提供するためには、経営の効率化を図り、持続可能な安定した経営を目指す必要があります。当該病院の期待される機能、果たすべき役割から抜本的に見直し、1、経営効率化、2、再編ネットワーク化、3番目に経営形態の見直しの3つの視点に立った改革を一体的に推進することが必要とされています。

病院改革プラン策定に至る経緯は平成19年5月15日に開催された経済財政諮問会議で公立病院改革に取り組むことが表明され、総務省は平成19年内に各自治体に対し、ガイドラインを示し、経営指標に関する数値目標を設定し、改革プランを策定するよう促すと位置づけられ、同省ではガイドプラン作成のため公立病院改革懇談会を設置し、案をまとめ、地方公共団体等の意見を聴取し、平成19年12月24日に地方公共団体に通知されました。

これを受け、平成21年3月付で病院の経営安定化を図るために、7つの項目から成る西伯病院改革プランが策定されました。このプランは病院経営にどのように生かされていくのか、また、項目別に伺いますが、第4の項目、経営効率化にかかわる計画等では平成22年度に経常収支の黒字化を達成。収入増加や確保対策では入院収益、外来収益とも具体的な数値で改善を示されています。と同時にプラン計画期間中の年度別収支計画では、純損益が21年度は600万円の赤字であります。22年度は1,100万円の黒字、23年度も1,500万円の黒字とありま

す。このような状況での推移が可能なのか伺います。

そして第7の項目には点検、評価、公表等とあり、病院のあり方協議会を年2回開催とありますが、8月の会議ではどのような点検、評価がなされたのか伺います。22年度には医師の確保が予定されているとのことですから、経営上から、また、病院の活力の上からも大いに期待が持てると思います。と同時に御努力に対し、敬意を表します。

最後になりますが、医師の確保を含め、改善の必要な点は何なのか、ともに努力するために伺って、壇上での質問は終わりにしたいと思います。以上です。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 秦議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。

最初に天萬庁舎の改修についてでございます。このたび4名の議員さん方から一般質問をいただいております。なぜ、天萬庁舎の改修が検討され計画が進められているのかということ、繰り返しになりますけれども、いま一度説明をさせていただきたいと思っております。

まず、天萬庁舎の3階議場を小ホールに改修する経緯と現在の状況からでございますが、合併のときに合併協議会の中で町長の執務室や議会が法勝寺庁舎になることから、合併協議が暗礁に乗り上げましたけれども、会見側の委員さんから平成7年に会見町文教施設設置検討委員会や会見町図書館設置検討委員会で検討し、会見町文教施設設置計画に関する基本方針に基づき、新しく建設する予定のものであったと。しかし、財政難の中、日の目を見なかった状況をお聞きいたしまして、協議の上、天萬庁舎の議場を早期に改造して中央公民館的な利用、ホール的な利用を行うものとする事で合併協定がまとまったわけでございます。その後、両町議会の議決を得て正式な合併協定書として合併がなし遂げられたのでございます。この計画を早期に着手したかったわけでございますけれども、折しも財政難の中、着手することがなかなかできなかったという状況でございます。

そのような中、計画の実現を図るべく考えまして、昨年10月の町長選挙マニフェストとして掲げまして、当選を果たさせていただきました。これを受け、本年度当初予算に設計予算として2,100万円を計上し、御承認をいただいておりますので、改修について検討を進めております。改修に当たりまして、会見地区のシンボリックな施設でもございましたので、まず会見地区の皆様のお考えを集約していただき、御意見を尊重して検討したいとこのように考えまして、庁舎改修についての意見の取りまとめをお願いいたしました。4月の24日に富有の里、4月28日に天間山振興協議会のそれぞれの区長さん方で構成される評議委員会に出かけまして、町長が経過と趣旨説明を行い、住民の皆様のお考えを集約を直接依頼したところでございます。その後、

準備委員会を立ち上げて、会見地区の意見を取りまとめていただき、検討した結果を町長に伝えるということを決定していただいております。

あいみ天間山地域振興協議会では各世帯にアンケートを実施されまして、それをまとめたいただき、準備委員会に結果を提出されております。また、あいみ富有の里地域振興協議会では評議員である区長さんが各世帯の意見集約をされて、準備委員会に結果を提出されております。

そして、4回の準備委員会を開催され、8月24日に意見書をちょうだいいたしました。その内容の概要でございますけれども、南部町の住民が喜んで使っていただける施設に改修されるようお願いをしますと。そして天萬庁舎の改修に当たり、町が示した改修基本案におおむね賛成とする意見が多数を占めましたと。こういうものを文書でいただいております。

もうちょっと具体的に申し上げますと、行政機能を低下させないということが1点。

2点目には3階のホールの改修につきましては、用途や費用対効果の検証を十分に行ってやれということでございます。

そして3点目は、図書館の設置を強く希望するということで、機能や内容の充実に努めてほしいということでございます。その後、全町的な正式な、町の検討委員会を立ち上げて検討していただきました。天萬庁舎検討委員会は9名の委員の皆様をお願いをしたわけでありまして。公募により2名の方が応募されましたので、指名の方が7名と、9名の構成となっております。第1回目の会合が8月29日に開催され、検討内容、検討日程などが議論をされました。天萬庁舎改修検討準備委員会から出された意見は尊重すべきだということで、これをたたき台として議論を重ねていただき、第2回目が9月9日、第3回目が9月24日、第4回目が10月7日に開催をされまして、以下の報告書をいただいております。

天萬庁舎の改修検討結果報告でございます。概要を申し上げます。

一つ、3階の多目的ホールについて。音響設備の充実など町内の既存集会施設にない特徴を持たせることということでございまして、また、移動可能ないすというものを要望しておられます。

これは3階でございます。2階については公民館と行政機能が混在するということを前提にいたしまして、さまざまな団体が活動に利用できるよう充実した公民館機能を確保してほしいという要望でございます。

3点目でございます。1階でございますが、図書館を中心としたフロアの設計を要望するというでございます。

図書館、2階は行政機能と公民館機能、そして3階は多目的ホールを既存の集会施設にない特徴を持たせたものにしてほしいというのが、この検討結果の概要でございます。なお、行政機能

及び改修全体についてですね、充実を図ってほしいということも併記されておりますし、駐車場を十分に確保してほしいということも書いてあるわけでございます。

こうした取り組みと運動しながら教育委員会におきましても、7月の下旬に社会教育委員協議会、10月下旬には会見分館利用団体代表者会議を開催し、社会教育推進体制の将来展望や利用者の要望などをお伺いしながら11月12日に設計入札を行い、工期は1月29日までとなっております。ここまでが経過報告でございます。

今後、設計ができ上がりましたら、議員の皆様には説明の場を設けたいと思っておりますので、御審議をお願いいたします。

では、質問にお答えをしております。一つ目の質問の準備委員会の意見集約をした町案について、改修検討委員会の判断ということでございます。これは先ほどの経過説明の中でお答えしたとおりでございます。

二つ目の質問の改修について住民の理解は十分かということでございます。これも経過説明の中にごさいましたように、会見地区のシンボリックな庁舎を改修するに当たり、振興協議会の力をかりて会見地区の全戸に周知し、また社会教育委員協議会、会見分館利用者団体代表者会議の意見を聞きながら、理解を得る努力を行いました。その結果が、先ほど御説明をいたしました検討準備委員会の町が示した改修基本案におおむね賛成する意見が多数を占めたという意見になったと思っております。

三つ目の行政機能の集約及び図書館、多目的ホールへの改修について、どのような機能を持つ施設となるかという質問でございますけれども、施設の全体像としましては、天萬庁舎の窓口業務を充実させるとともに、当該施設の有効活用の観点から、公民館的機能をあわせ持つ複合施設と考えておまして、2階、3階への移動手段としてはエレベーターを配置するように考えます。行政機能の集約ということでございますが、天萬庁舎の行政機能は町民生活課の総合窓口の業務をさまざまな角度から見直しをし、充実を図っていくよう検討を行っています。

まず、12月からテレビ電話で天萬庁舎、法勝寺庁舎、すこやか健康福祉課をつないでお客様の相談業務に便宜を図ります。また、1階に総合窓口を置いて土日の利用も検討を行っています。各課から総合窓口のできる業務を洗い出し、できるだけ多くの業務が総合窓口を集約できるように検討しております。農業委員会、教育委員会は現状のまま天萬庁舎に残ります。産業課の商工観光戦略室については、商工会との連携をとりやすくするため、法勝寺庁舎へ移転する計画を検討しております。地籍調査室はスペースの関係から農業者トレーニングセンターに移転を考えております。

次に、図書館、多目的ホールへの改修についてであります。まず、庁舎1階は窓口業務とともに図書館を配置したいと思っております。現在の町立図書館は既に20年を経過しており、この間の図書館の重要性の高まりから施設的に非常に狭隘な現状でございます。さらに、旧会見町でも図書館計画が進められていたことを踏まえ、新たに開設するものであります。面積的には約530平方メートル程度を想定いたしております。現在の町立図書館で不十分でありました本の読み聞かせコーナーや郷土資料スペース、閲覧や調べもの、小・中学生が学習できるスペースについても一定の面積を確保したいと考えております。また、現町立図書館との役割や機能分担などの連携のあり方については、現在、県立図書館の指導、助言をいただきながら検討を進めているところであります。

2階スペースにつきましては、窓口業務以外の行政機能を配置いたします。具体的には公民館担当職員を含めた教育委員会事務局、産業課、農業委員会事務局を予定しております。また、同階の2つに仕切ることが可能な会議室、92平米及び和室の間、15畳は公民館施設として併用いたします。

次に、3階の活用であります。2つの会議室48平米でございますが、公民館活動に御利用いただけるよう考えております。同階の中心的な活用策としてホールの活用が求められておりますが、規模的には多目的な小ホールと御理解いただいた方がより適切ではないかと思っております。収容人員は壁面収納の可動いすで108席、移動いす席が42席は可能でございますので、最大150名程度の収容が可能となります。このスペースは天井までの高さ4.5メートルが確保できますので、各種講演会や行事のほか、小規模コンサートが可能となるよう音響の配慮もしたいと考えております。また、先ほど申し上げましたように、壁面収納の可動いす席を設けますので、通常は収納した状態でコーラスや社交ダンス、リズム体操など多様な公民館活動に、多目的に御利用いただきたいと考えております。

したがって、2階、3階の自主的な公民館活動に御利用いただきます部屋数は和室を含め6部屋、総面積は約300平方メートルとなります。現在、御利用いただいておりますあいみ分館の活動スペースは3部屋、約220平米でありますからオープンスペースなどを含め、約1.5倍の活動スペースの確保を見込んでおります。また、3階の多目的小ホールはステージとともに音響にも配慮しますので、イベントや集会の目的によって、ほかのさまざまな公共施設とともに選択肢の一つとして御利用いただけるものと思っております。天萬庁舎の改修につきましてはさまざまな御意見があることは、伺って承知をいたしておりますが、南部町としてのこれからのあり方や町づくりの拠点施設の一つとして御理解をいただき、また、大いに活用もしていただきたいと

願っております。

次に、西伯病院の経営状況につきましては、これは管理者の方から答弁をいたします。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 秦議員の御質問にお答えいたします。

まず、最初の西伯病院の経営状況についてでございます。9月定例議会で審議いただきました20年度の決算でございますが、1億2,200万円の赤字を計上いたしましたところでございます。現金支出を伴わない減価償却費等を除いた単年度収支、資金的収支でございますが、これは5,600万円余りのプラス収支を計上することができましたが、20年度末の内部留保資金でございますが、2億500万円になったところでございます。内部留保資金が2億円程度、病院事業費用の約10%と、非常に厳しい余裕財源の規模であること、さらに昨年10月から精神科医師の独立開業による退職、本年度副院長の病気休職によります欠員から、西伯病院の半分を占める精神科が非常に、十分に機能発揮されていないなど、病院の経営環境は非常に厳しい状態が続いてございます。上半期を終わった10月時点でございますけれども、21年度収支見込みは赤字額が昨年度を6,000万円上回る1億8,000万円となる予測をしております。残された4か月間で少しでも改善が進むようさらなる経営努力を行ってまいります。

次に、改革プランによります経営改善についての具体的な取り組みについての御質問でございます。改革プランでは平成22年度に経常収支の黒字化を基本指標に掲げ、そのための取り組みに本年度は4点にわたって推進しております。まず、一つは民間的経営手法の導入でございます。病院経営の視点からトップの経営方針を実践活動に反映させる目的で経営の現状を事務部で分析し、医師全員を集めての診療会議等で私が御説明を申し上げ、院長が医療方針を示すことで、病院マネジメントを強化してきたところでございます。また、本年度から取り組む目標管理制度をバランススコアカードでございますけれども、年度当初の目標に対して現状分析と改善を求めているところでございます。この結果につきましては、来年1月でございますけれども、26、27、各部門ごとに現状の報告と改革案を発表し、さらに新年度の目標についての発表学習会等を行うことによりまして、経営改善にも努めているところでございます。

2点目でございますけれども、事業規模と経営形態の見直しについてでございます。改革プランでは病床利用率がこれまで90%以上であったことから、94%程度の病床稼働率で予測しておいたと思いますけれども、西伯病院は公立病院にあっては非常に優秀なといえますか、高い稼働率を誇ってたわけでございます。そういうことから見直しはしないという改革プランの中でうたっ

ておるわけでございます。しかし、先ほども述べましたように医師不足が深刻になったことや、新型インフルエンザの流行、あるいは社会的ニーズの変化等から規模と経営形態の見直しを一部行いました。

精神科療養病棟でございますけども、これは人事異動を行いまして、4階と同様の精神科一般病棟に変更いたしました。また、3階の一般病棟では新型インフルエンザ等の感染症にも対応する、病床一部改修いたしまして、急性期の患者様に対応するよう、3A病棟でございますけども7床ふやして、これを49床に、3Bの療養病床を7床減らして50床にする計画を進めているところでございます。

3点目は経費削減でございます。これにつきましては、人事制度の見直しは人件費の適正化の上で非常に重要な事項でございます。特に看護師の任用に関しましては、公務員型の年功序列型から職責に応じた給与体系への移行を進めてまいります。薬品費の削減でございますけども、これまでの診療材料に加えまして、薬品についても1社に集中するSPDを来年4月から導入するよう準備をいたしております。在庫管理、発注洗い出し等を一元化することによりまして、購入単価の低減と病院人件費の削減を進めてまいります。

4点目は連携の強化でございます。本年4月から鳥取大学との電子カルテ総合参照をスタートさせました。11月末でのシステム登録者実績は51名となっております。紹介患者様の大学における手術、処置や画像診断等の情報を的確に把握することが可能となっております。このおしどりネットの運用については去る11月に全国自治体病院学会におきましても、病院として発表いたしまして全国から注目を集めたところでございます。

以上、経営改善と効率化に向けた取り組みを申し上げました。今後さらに患者様本位の医療を実現するため、改革プランを着実に実行し、修正する点があれば西伯病院のあり方協議会に諮りながらプランの進行管理に努めてまいります。

最後に医師の確保を含め改善の必要な点と、これについてでございますが、私は今、西伯病院に求められている病院経営の要点は2つというふうに思っております。1つは医療の質の確保の向上、もう一つは経営の質の向上でございます。医療の質、経営の質の2つは車の両輪でございます。どちらが欠けましてもうまく走れないわけでございます。この2点の改善を同時並列的に進めていかなきゃならんと、このように思っております。医療の質の確保はまさに医師や看護師等の確保でございますが、確保するばかりではなく育てていくことが重要だと考えております。

まず、いい職員をつくる、いい職員がいい病院をつくると、そしてそのいい病院が地域の住民の皆様へ安心の医療を提供できると信じているものでございます。特に医師は、西伯病院に常勤

医師として来るからには、地域医療を通じて全力で患者様の健康回復に取り組みたいと願っております。ぜひ、町のお医者さんと、地域全体で育てていただきたいと願っております。医師は現在11名の体制でございますが、常勤15名の体制を目指すことが当面の課題になっております。

次に、経営の質については2点ございまして、1点目は医師、看護師を初めとする医療スタッフがよい医療を提供しておればよいという時代は終わったということで、やはり病院経営を考えた専門職集団に育てていかなければならないというふうに思っているわけでございます。

私が大学におりましたときも法人化が導入されまして、大学附属病院におきましても独立行政法人以前のときは、職員に経営という意識はなかったわけでございます。しかし法人化に伴いまして、経営改善が求められ、年2億4,000万の収入増が求められ、やはり民間的手法による経営そのものが必須となったわけでございます。そうして、職員に経営的視点を持った考え方を身につけてもらうためには、病院におきましては毎月病院運営会議、教授会でございます。病院の経営状況を報告し、情報の共有化に努め業績によるポイント制まで導入いたしました。そうすることで業績のいい診療科には重点的な予算配分をするというようなこともやりまして、経営的視点を持った職員に育ててきたところでございます。

西伯病院におきましては、診療科の医師が内科以外は1人ずつということもあって、ポイント制を導入したり、それから地域のニーズから診療科に患者様のばらつきがあるということから、一律にそういうことはできませんが、管理会、それから診療管理会で繰り返し厳しい経営状況を説明し、診療単価のアップ、病床の効率的な稼働等、増収する工夫を現場をお願いしていかねばならんとこのように思っております。そうすることによりまして、職員全体が病院経営を考えた専門職集団になっていくものと考えております。

2点目でございます。病院の経営を考えた場合、経営に悪影響が出ます不採算部門は廃止、または縮小、縮減をすることが強く求められるわけでございますけども、西伯病院は町立病院でございますから、政策医療として求められる課題もこなさなければならないという宿命があるわけでございます。それは不採算が明らかでございまして、住民の安心のためにする医療があるということでございます。このあたりのことも住民の皆さんに知っていただき、赤字であっても住民の健康を守るために必要な医療は、将来的には税の補てんも必要ではないかということも議会を通じて住民の皆さんに御理解をいただきたいと願っております。

医師の恒常的不足を初め来年の診療報酬改定では、さらに3%のカットが伝えられております。内部留保残高が2億と財源的余裕がないことなど、病院を取り巻く環境は非常に厳しいものがございます。しかし、西伯病院が開設以来56年間大切にしていまいりました地域医療を守ること、

そして地域住民への安心の提供をすること、さらにその質を高めてまいりますこと、これが私に課せられた責務だと思っております。

今後とも西伯病院に対しまして、温かい御支援を賜りますようお願い申し上げ、私の答弁とさせていただきます。どうもありがとうございます。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 両項目の御答弁、どうもありがとうございます。

まず、天萬庁舎の改修であります。3月議会に町長は、町長選挙のマニフェストに掲げた天萬庁舎の改修を果たすべき設計費用のみでしたけど、2,100万円計上いたしました。そのときに、議案に対して賛成いたしましたので、基本的には天萬庁舎の改修について反対するものではありません。そのときに示された議案の補足的な説明の中に、改修後の主な機能というのが掲げてあります。これは先ほど説明がありましたように、南部町立図書館、公民館、町民ホール、会議室、研修室というのが掲げてありますので、それに伴った改修案が町案として出ております。それを準備委員会、あるいは検討委員会のたたき台として討論されましたので、おおむねその範疇から出ていないというふうを考えております。

その中で町長は、改修費というのは3月議会では示されていないわけですから、総額です。これを3億円というふうに述べておられます。その3億円の根拠というのは一体どの辺にあるのでしょうか。50%は補助金ということでもありますので、1億5,000万なら可能で2億なら不可能なのか、そこの辺も含めてお話をさせていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。全く大ざっぱな話でございまして、3億円で終わるのかもっとかかるのか、あるいはそんなにかからないのかははっきりわかりませんが、一般的に設計をなされる業者などから伺いますと、この程度の規模の改修を行えばその程度はかかるのではないかと、いうことをそれとなく伺っております。といいますのは、学校の今、改修を盛んにやっておりますけれども、そういう機会があつていろいろ設計の方でお伺いするわけでもありますけれども、学校の改修などは御案内のとおりでございます。もちろん多くのお金がかかるわけでもございまして、それに加えて図書館の機能充実といったようなことについては、また備品的な要素もあるわけでもございまして、その程度はかかるのではないかと、いうように考えております。今、設計をお願いしておりますので、やがて大体の全容が明らかになるのではないかと、思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） それから、3階のホール、これをまた多目的なホールにするということが合併協議会でも示されたことでありますし、町長の公約の中にも示されたことでありますが、準備委員会の方では各集落、これは会見地区の富有の里と、それから手間山両協議会ですか、でなされたわけではありますが、各集落からの意見集約をしたというふうにあります、それをもとにして検討委員会が討論されたというふうに思われますが、10月の31日でしたか山陰中央新報社が、この町天萬庁舎の改修案にアンケートを御丁寧にとられておられます。一新聞社が町の事業に対して、独自でアンケートをとるとするのは非常に珍しいことだというふうに考えております。町長あるいは教育長は、このアンケートについては御存じでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） アンケートをとって4割ぐらいですか、反対の意見があったというようなことが新聞に載っておったということを知ったことがございますが、詳細はわかりません。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。私は新聞記事を見させていただいたということで、それ以上の詳しいことは存じ上げておりません。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） ここに新聞の切り抜きがあるわけではありますが、これによりますと、アンケートは19日から23日にかけて、10月ですね、スーパーやコンビニの駐車場、街頭で本記者が対面しアンケート用紙に記入してもらったというふうにあります。これは、旧会見、旧西伯、旧両町で行われております。町民122人に対してのアンケートであり、この質問の項目は天萬庁舎を改修する計画があることを知っているか、町の案に賛成か反対か、旧西伯側からは49人、旧会見町側からは73人の計122人の町民から回答を得たというふうにあります。

きょう議場にも多分山陰中央新報の記者が来ておると思いますが、非常に御丁寧になされております。これによりますと、おおむね賛成、大いに賛成、大いに賛成が7%。おおむね賛成が23%であります。反対の方は、断固反対9%、どちらかといえば反対31%、残りの30%はわからないということでもあります。この記事が載っていました。

そしてさらに御丁寧で、11月の19日に爽風というコラムにまた勝部浩文さんという、これ記者の方だろうというふうに思いますが、書いておられます。アンケートを思い立ったのは、町が着工工事ばかりを急ぎ、改修後の運営の筋道が全く見えてこないことに疑問を感じたからというふうにあります。

これを読ませてもらって、実は驚いた反面、今まで全く住民との両協議会との聞き取りあるいは検討委員会との話の中で全く結果というのが、確かにホームページには載ってますけど、議会には見えてこない、検討委員会に対しては副町長の方でしたか図面で教育長もでしたかね、ある程度の図面で示されていますね、改修計画の大ざっぱな案ですが、赤ペンで示してあるかどうかのこのと書いてありましたので、多分示されていると思います。3回目ぐらいのときだったと思います。全く議会には見えてこないわけでありまして。これを議決したときには、こういうぐあいに書いてあります。町民各種団体の意見や要望を十分に反映できるような詳細設計を、今後の協議により決定すると、しかしながら議会に対しては何らないわけですね。ただ議決すればいいというふうにお考えかどうかわかりませんが、その辺については今の山陰中央新報社の記事を踏まえて、教育長はどういうふうに考えておられますか。よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。十分にこの理解が新聞記事も踏まえてですね、できていないのではないかとということなんですけど、私が思いますことは、1つは準備会あるいは検討委員会というものについて、御提案をいたしております内容そのものが、あくまでもたたき台という形の中でお示しをいたしております。こう決めますからという検討でなくて、これはたたき台として皆さん方の御意見をちょうだいをするという、こういう性格のものでございますので、そういう意味で、その段階でいろいろな場面で具体的な話がなかなかしづらい、検討委員会というのは一番こう大事にしていきながら、御意見をちょうだいをするという側面がございましたので、そのことが1つは原因なのかなというぐあいに思っています。

それから、教育長としていろいろなお立場の御意見をちょうだいをしながら1つだけ気になっておりましたことは、反対意見もその中にあるわけですけれども、図書館というものに対する御理解というものが少しすれ違いがあるのかなあ、こんなぐあいに思っております。そのあたりのところが、少し対応が不十分だよってということの御意見につながっているのではないのかなと、そんなぐあいに私は理解をしております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 先ほど杉谷議員の質問に対しても、この天萬庁舎の改修で図書館を設置することにより生涯学習の拠点施設としての併用が考えられるというふうに、教育長は答えになりました。ホールに関しては全く触れられませんでしたけど、町長が公約と掲げた時点、3階庁舎をホールの的に改造するということよりも、私は何か、今この旧庁舎を図書館的な機能を充実させ生涯学習の拠点施設として活用する方がはるかにいいのではないかと、ホールに関しま

しては当初の計画では、約200席の席が確保できるというふうにありました。検討準備委員会の方でもこのホールについては注文をつけておられますね、これは3階のホールの改修については今後の全町で検討を検討委員会において慎重に審議される、この慎重に討議されるというぐあいに言っております。

この慎重に討議という意味を、検討委員会の方ではいろんな形でとらえているわけですが、先ほど町長が3階のホールの席数、これは壁面可動式が108席でしたか、固定それからいすの方で50席でしたかね、つまり150席ぐらいであります、検討委員会の中の方ではもっと厳しく見えています。120席ぐらいしかできないのではないかと、あるいはある委員は100席ぐらいかなというふうに言っておられます。つまり、費用対効果がこの中でも言われているわけですが、100席あるいは120席ぐらいしかできないようなホールに、どれぐらいな費用をかけるのかということであります。それは、検討委員会の方で町内で100人ぐらいの集会在どれだけ行われているかということを経済委員会に問うてますね、教育長は年間に50回ぐらいというふうに答弁されています。つまり、これはプラザ西伯、いこい荘、ふるさと交流センター、西伯小学校、南部中学校の体育館、これで100人規模の集会在年に約50回行われているということであり、つまり、プラザ西伯といこい荘では月に2回ぐらいということであり、その中でホールを改修して、3階という非常に立地的に条件の悪いところで、まあ確かに音響施設を有する施設であればコンサート等もできますので、多少の利用はふえるかもわかりませんが、非常に利用回数が限られている、そういうところに多額のお金をかけて改修してホールをつくるということは少し不合理ではないかなというのが、この一連の質問に対しての資料を収集して感じました。年間100回ぐらいの集会在50回ぐらいしかないという現状で、果たしてホールを必要なのかどうか、その点については町長、どういうふうにご考えておられますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 先ほどの答弁でも申し上げましたけれども、この3階の活用は2つの会議室もまだほかにございます。48平米、これを公民館活動にも御利用いただきたいというふうに思っておりますし、ホールもいわゆる他町で立派な文化ホールができておりますけれども、そういうものではなくて、多目的な集会施設というふうに言っております。合併協定書にもホールのなと書いてあります。ホールの利用を行うものとするというぐあいに書いてありまして、ホールというぐあいにはっきりは書いてありません。ホールとして利用せということではありません。

それから、もう一つは可動式の収納可能ないすというものを提案をするわけですが、しているわけですが、例えばこれがなくなったらもっと人数はたくさん入るわけです。いろいろな議論の中で可動式のいすをやりたいと、やった方がいいのではないかと、プラザ西伯のように一々その会が終わったら担当する職員がいすの収納をせんといけんと、なかなかこれ大変だというようなことからこういうホール、可動式のいすの案も出ているわけです。ですから、そういうことを考慮して、今、先ほどお答えした108席と移動席が42席というものが、今大まかな数字として出ているわけです。そういう人数で活用するというのが、私は合併協定書でお約束をしたことを具体的に実現する手法ではないかと、このように思って進めているわけですので、御理解をいただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） どうもありがとうございます。

それでは、天萬庁舎検討委員会の会長の梅原さんから出されております、町長に対しての結果報告書、この中には、今のホールの件についてはこういうふうに書かれています。3階の多目的ホールについて、音響施設の充実など、町内の既存集会場にはない特徴を持たせることというふうにあります。今の町長の御答弁では、音響というのはそんなに立派というか充実できないなというようなニュアンスにとられてもいいでしょうか、いいでしょうか。その点、どうですか。

○町長（坂本 昭文君） さっき答弁しとりますよ。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 音響、音響も十分考えたホールをつくるということですので、私はそれは少しむだではないかなというふうに、設計、3月議会では賛成していますので、基本的にはホールの建設については反対ではありませんが、しかし、そういうものが本当に必要かなというのが、この質問を作成し、新聞等あるいは住民の方の意見を聞いて思いました。

一番メインは教育長が杉谷さんの答弁で答えられたように、旧天萬庁舎を図書館的機能を充実させて生涯学習の拠点施設とする、それに付随したような会議室等で3階の部分も終わりにしたらいいのではないかなというふうな思いがあります。図書館につきましては、山陰中央新報社の方では内容の問題、あるいはこれからの運営の問題、またどれぐらいな経費がかかるのかという点が不明瞭だということで批判されているわけですが、その点を私はやっぱり当たっているというふうに思います。これから生涯学習の拠点施設としての併用として図書館を考えるならば、どのような形で運営していくかということがあって、初めて内容の設計が行われるべきだというふうに考えます。初めに建物ありきでは、既存の建物がありますからこれは仕方ないことではありますが、なかなかいいものがないのではないかと、教育長は今ある南部図書館、これは南部町

図書館ですね。小学校に隣接しているので、児童向けの図書館に変えていきたいという私案ですが述べておられますね。間違いありませんか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。現在の町立図書館について、児童向けに変えていくということではなくて、児童向けの図書館としての選択肢もあるというぐあいに考えております。現在2つの図書館を構えるということになりますので、そのあたりの共通して整備せないけん内容、あるいは相互に分担ができる機能、そういうものを今、検討しているという状況でございまして、一つの選択肢として考えているということでございます。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 選択肢として考えているということでもありますので、いろんな考え方の中で西伯の方の図書館も、それから会見の方の新しくできる図書館も考えていただきたいというふうに思います。

米子市が今、図書館の改修工事に乗り出そうとしています。米子市の図書館といえますのは非常に狭いし、蔵書がないという非常に不評を買った図書館でありますし、それと同時に、図書館長も市の部長さんが兼務をしていたというふうに、非常に不評の図書館であります。野坂市長はこの図書館を12年度オープンを目指して4月に副市長をリーダーに企画・総務・建設課とこれは部ですかね、市教育委員会の関係者の10課でプロジェクトを構成し、新たに仕事をしています。つまり、少し長いスパンで検討し、物をつくろうとしているわけではありますが、それに比べて今の天萬庁舎の改修で図書館をつくるというのは、何か早急な感じが非常にしております。

それは21年の3月末までに着工をしなければ、合併の事業債は来なくなるからということで、最後は決まっていますので、非常に無理があるような気がいたしております。教育長は素案が決まり次第設計にかかりたいと言っておられますが、まだこの12月議会に何ら予算案というのは出ておりません。当然、今議会には出ないということは3月議会か、あるいは1月から3月までの臨時議会で事業計画を示されるわけではありますが、それにしても議員として判断する機会が非常に少ないのではないかなというふうに思っていますが、今後の予定というのはどういうふうに考えておられますか。教育長、よろしく申し上げます。町長ですか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 今後の予定でございますけれども、できるだけ早く、たたき台というものを設計事務所の方からお示しをいただき、また議会にもできるだけ早くこういうものでどうでしょうかというような御相談を差し上げたいというふうに思っております。最終的には、3月議

会、場合によっては臨時議会でもお願いして、今年度中に発注だけはしたと、着工したということにしたいもんだというように思っております。

それで、秦議員のおっしゃることもわからんわけではないですけれども、問題は合併協定書で協定した項目は3階の部分だけでございます。2階や1階を図書館にするんだとかいうようなことはなかったわけです。3階の利活用を協定し、そしてそれで合併協定がまとまり、議会の議決もいただいておりますということですから、私としてはこれはその3階の改修がメインなわけです。今のお話では、下の図書館的なものがメインになっておるということで、そこに若干のこのすれ違いがあるわけです。だけど、ここを整理してみますと、せっかく改修をするのに長年の懸案であったそういう図書館的な機能ですね、そういうものも合わせて実現をしたいということが加わっているわけでありまして。

ですから、ベースになることは図書館機能をつくるということではなくて、合併協定書の3階のホール的な利用を行うということに端を発しておるといふぐあいに御理解いただいて、これ今、いろいろな御意見がある中で、反対だというようなことでは私はちょっと困るというように思っております。私も合併協議会の会長として、この合併協定に深くかかわってきた経過がありまして、やっぱり両町議会の議決をいただいたこの合併協定というものを、やっぱり具体的に実現をしていかなければいけない、当時会長としての役割というものもあるというように思っております、ぜひ御理解をいただきたい。こういうことを通じて旧会見の方に機能が不足しておった生涯学習の機能を、この際整備をしようということでもございまして、これはまあ今の議会の前からそういうことで御了解をいただいてまいったことでもございますので、議会としても引き継ぎ事項として、尊重して対応していただきたいものだというように思っておりますので、よろしく願いします。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 町長の思いというのは十分に理解しているつもりであります。しかしながら、どちらに力点を置いて将来的なものをつくっていくかという考え方に立っていただきたいなというふうに思います。決して、3階部分のホールをやめろと言っているわけではありませんが、力点をどこに置くか、例えば町長の公約、あるいは合併協議会の協定書の中身では3階のホールを改修、これが力点でありました。しかしながら、教育長の思い、あるいはもしかしたら住民の思いかもしれませんが、やはり生涯学習の拠点として図書館的な機能、あるいは公民館的な機能を充実させる方が、もし、いいというふうになれば若干町長の思いも少し後退させていただきまして、力点を図書館の方に向いていただきたいという思いで言っているわけでありま

す。その図書館もぜひ初めから、スペースが決まっているので、その中に無理やり押し込むような図書館をつくるのではなくて、もう少し考えていただきたいなというふうに思ってお話をしているわけであります。

この件につきましては、あと3人の方がやられますので、3人やれば何らかの道も見えてくるのではないかなと思ってますので、後に譲りたいと思います。

次に、病院の方であります。これは非常に質問をしにくい問題であり、管理者が御努力、管理者も事務部長も御努力されておりますので、ぜひ頑張ってくださいなというふうに思いますが、しかしながら結果は数字であります。残念ながら結果は数字であります。改革プランの中にも、これは21年の3月付でいただいた改革プランであります。その中に先ほど質問いたしました収支計画、これは20年度の収支計画は見込みとなっております。つまり、もうほぼ終わりの時点の見込みが、20年度は3,600万円の赤字であります。しかし実際は……。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午前11時30分休憩

午前11時30分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

○議員（12番 秦 伊知郎君） 実際これつくられたのは、多分20年度の後半あたりですので、なかなか予測はできなかったろうと思いますが、残念ながら1億2,000万ほどの赤字が出ているわけであります。そして、内部留保金、これで病院経営は安泰だと言われておったわけでありますが、しかしながら18年ぐらいから、毎年内部留保金が5,000万ずつぐらい減ってきているわけですね。20年度の内部留保金が約2億ですか、多分21年度締めてみれば1億が切れるか切れないかというようなところに行くと思います。そして、22年度というのは、建物の償還と機械の償還が重なるピークでありますね。そのときに本当にいかに元金が償還できるのか、多分ここで資金ショートまではいかないですけど、非常に苦しい経営が迫られるというふうに思います。管理者の方は、来年度の4月に医師の確保はできたというふうにおっしゃっておられましたので、多分経営は随分好転するだろうというふうに思いますが、しかしながら、医師が来るか来ないかというのは非常に難しい問題でありますので、やはりその他のところでも経営の努力をしていかなければならないというふうに思います。

先日御一緒に綾川町を訪問させていただきました。この綾川町は冒頭で議員の方から研修の結果報告がなされましたが、約人口が2万人ちょっとでありましたですね。それで20億ぐらいで

建てられた病院でありまして、たしか16年度ぐらいまでには収支で赤字でありました。17年度ぐらいから黒字に転換しております。たしか19年度は約3,000万円ぐらいの黒字を計上して、20年度は800万円ぐらいの黒字を計上しておりました。管理者と一緒に非常に感心してお話を聞いたわけでありますが、診療の方も土曜日も普通どおりの診療をされておられますし、それから院内保育というようなものをおこなわれます。いろいろなことをしながら、地域に顔が見える病院経営をなされておられるのが特色でありましたが、多分そういう方向が一つの病院経営のこれからの歩み、あり方の一面になるのではないかと考えているのですが、管理者と一緒に御同行しましたので、どういう思いを持って視察されましたか、その辺をよろしく願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 病院事業管理者、田中耕司君。

○病院事業管理者（田中 耕司君） 病院事業管理者でございます。綾川町は2万5,600ぐらいの人口でございます。そして第1次産業が従事者が12%、それから第2次が26%、第3次産業が61%か2%程度の構成だったと思います。

そうしまして、陶病院のお話をお伺いしましたときに、やっぱり黒字にしようというそういうこう病院長の意気込みでございますね。それが随分違うというふうなところは感じたところでございます。

それで、お話を伺いまして帰って、うちはどうかなというふうに考えてみたわけでございますけども、その陶病院は診療科が何科もございまして、内科系でございます。それで、医師が10人ということでございます。それで医業収益が13億ぐらいだったと思います。そうしてその普通の診察時間も8時半から6時までというようなこと、もちろん土日の診察もございましたけど、うちの病院に当てはまめますと、診療科が外科系もいろいろございまして、勤務時間を、診察時間をやるといってもそれぞれの診療科が個別にドクターを置かないかんと、それでそこは内科系でございますので、何人か医者がおれば連携を強化すれば6時まででもやれる、土日もやれると、水曜日と土曜日の午後は休診ということになっておりました。それでその勤務時間の延長でどれだけ増収になったかというお話が出まして、そしたら1割程度増収につながったということございました。

それで私も部長とも相談いたしまして、おい、うちでできるかなと言ったところ、それは今の状況じゃ無理だと、それでその陶病院は病床が63床でございます。そうしてこう内科系に特化していることもあって非常に効率がいい運営ができると、まあ西伯病院の場合は診療科がもう外科系も内科系もばらばらありまして、それぞれの診療科がこの勤務時間を延ばしてやるということは、現実的に今難しいなというふうに思っております。あとはやっぱり保健福祉施設との連携

でございますね。それは病院の職員のこう出かけていくケースもお伺いしましたし、その点は西伯病院も南部町も、もう少しこうやっぱり連携を強化していかなきゃいかなんという感じは帰ったところでございます。

そうしてそのときには、やっぱり病院長がリーダーシップをとって人材養成もしていかなきゃいかなんというお話でございましたので、まあそこらあたりがうちの場合は病院長じゃなくて、副病院長が健康保健福祉センターですかね、そこの何か長になっておりますよね。やっぱり長みずからであるべきなのかというふうなところは感じているところでございます。したがって、行政調査では佐川町の方の病院も厳しい環境であったけども、老健等とこう連携もしながら経営改善に努めたという話や伺っております、そこの工夫をしていかないと、もう一つ健全な経営にはつながっていかないんじゃないかというふうには感じております。

○議長（石上 良夫君） 12番、秦伊知郎君。

○議員（12番 秦 伊知郎君） もう時間がありませんので、管理者の方から非常に言いにくい御答弁をしていただきました。すべて病院長のリーダーシップにかかっているというようなお話になってしまったんですけど、まあ確かに私の方は非常に言いにくかったんですけど、それを聞いたらやっぱりそういうふうだというふうに思いました。そして、一番印象だったのは、副町長さん、あるいは議会の議員が院長先生を囲んだときの自信に満ちた顔が非常に印象的でした。つまり、議会と病院議会、行政、議会が一体となって病院を維持していこうという姿勢が見えたということが一番のメリットでありました。

時間になりましたので、質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（石上 良夫君） 以上で、12番、秦伊知郎君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 続いて、5番、景山浩君の質問を許します。

景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 5番、景山浩でございます。議長のお許しを得て3つの項目について一般質問をさせていただきます。

まず最初に、地域教育の考え方について御質問いたします。日本全国で少子高齢社会が進展し、我が南部町も高齢化率が20%台の半ばを過ぎ、30%に迫るなど子供が減り高齢者がふえ、地域の活力がだんだんと失われていくように感じられます。先月、我々議員は行政視察で四国の3つの町を訪れました。

2番目に訪れた土佐町は、高齢化率約40%と私たち南部町の数年後の町の姿がそこにありま

した。視察の主な目的は、フィールド医学、介護予防事業についてであり、これらに関して行政が非常にきめの細かい積極的な取り組みを行っておられることに感心をいたしました。

しかし、お話を聞きながら、ふとこの町でこれ以上高齢化が進んだら、この先だれがこの福祉体制はもちろんのこと、超高齢社会となった町自体を支えていかれるつもりなのだろうかという疑問が頭をよぎりました。そこで、そのことをお尋ねしたところ、執行部の非常に答えにくそうな回答が終わった後、議長さんが少し話がずれるかもしれないけどなとお話を始められました。昔は、子供に教育を受けさせると地元を出ていってしまうからと、地域風土として余り教育を受けさせることを好まなかったし、自分自身も同様の考えを持っていた。しかし、それでも若者は町を出ていき人口は減り続け、高齢化率も上昇を続けた。近年、高校生の意見発表会に参加する機会があり、そこで何人かの生徒が、自分は勉強をしたり技術を身につけるために一たんはこの町を出ていくかもしれないが、自分を育ててくれたこの町に将来は絶対に帰ってきて町のために役立ちたいと発表するのを聞き、教育に対する考え方が少し変わった気がした、この町の将来がどうなるのかはだれにもわからないが、自分たちはこのようなふるさとを愛するという考えを持った若者たちに未来を託していくしかないだろう、そうであるならば地元の子供たちの力をもっと伸ばすために、町や地域社会はこれまで以上に教育に力を注ぐべきだといったお話をされ、私は非常に感銘を受けました。

この土佐町と、私たち南部町では地域環境や気質も違い、また子供たち個々の個性や特性にはそれ以上の大きな違いがありますから、教育だけですべてが解決するとは決して言いませんが、それでも自分たちの町をよく知り、自分たちを育ててくれた町に対する愛情をはぐくむといった観点からの地域教育が、今日強く求められていると思います。自分を大切に思い、家族や友人を大切に思い、大人になったら地元の役に立ちたいと思えるような、そのような面により重点を置いた教育が、私たちのような田舎の町にとってますます重要になってくるのではないのでしょうか。

そこで、お尋ねします。1番、このような観点に対し教育長はどのようにお考えでしょうか。2番、具体的に取り組んでいらっしゃる事、また今後取り組みたいと考えておられることはないのでしょうか。

次に2番目の質問です。子供の体力低下対策について、文部科学省が行っている調査結果によると、子供の体力や運動能力はその親の世代が子供だったころと比較して、走力や投てき力などほとんどの調査項目で低下しています。逆に、体格は親の世代を上回っており、体は大きいのに運動能力は低いという相対的な身体能力の低下はより深刻な問題となってきています。その原因としては、多くの事柄が考えられますが、道路事情の変化などによる遊び場の減少、少子化によ

る遊び仲間の減少と、それに伴う外遊びの減少などが上げられます。体力は風邪を引かないなどの健康な生活を送る上ではもちろんのこと、何かに取り組んで頑張ろうという意欲や気力の精神面でも非常に重要です。子供の時期に身体的能力の基礎を養い、心と体と知性がバランスよく成長していくよう、家庭や家族はもとより、教育現場や地域社会も、子供たちに働きかけていくことが必要であると思われま

す。そこでお尋ねします。1番、子供の体力向上に向けて現在行っていること、また今後行いたいと考えていることは何でしょうか。2番、外遊び場対策として保育園や小学校の園庭、校庭の芝生化が考えられないでしょうか。

次に3番目の質問です。竹林対策事業について、近年、多くの竹林が放置され周辺の森や杉やヒノキの人工林、果樹園、さらには田畑にまで拡大し、大きな問題となっています。また、過密状態となって、水資源の涵養や土砂流出防止等竹林の環境維持機能の低下も懸念されています。

このような問題が大きくなってきた原因を考えると、高齢化によって竹林の整備を担う人がいなくなってきたことや、竹材そのものの需要がほとんどなくなってきたこと、人口の減少や食生活の変化でタケノコを食べる量が減ってきたこと等々が考えられます。そして、竹林の間伐をしても、切り倒した親竹の処理に困ることがさらなる阻害要因となり、里山の危機的状況はどんどん進行しています。

また、雇用情勢の急激な変化を受け、緊急雇用対策として林道の維持等を行う事業が始められておりますが、雇用情勢は一向に改善の兆しを見せず、さらなる離職者を生んでいます。特に一家の生計の柱となるべきちょうど私くらいの50歳前後以上の年齢の人が失業してしまえば、そう簡単に次の仕事を見つけることはできず、家庭が崩壊してしまうということも考えられます。離職者の雇用機会の創出を図りつつ、地域の里山を竹から守るための南部町独自の対策を打ち出す必要があると考えます。そこでお尋ねします。

1番、緊急雇用対策とあわせた竹林対策事業が考えられないでしょうか。2番、間伐の阻害要因となっている間伐で出た竹の処理のために、町で竹粉製造機を配備し貸し出しを行う、竹処理を支援し、間伐を促進させるということはどうでしょうか。

以上、壇上からの質問を終わります。御答弁をよろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 景山議員さんの御質問にお答えをしてみたいと思いますが、最初の2項目については教育長の方から答弁をいたしますので、私の方からは竹林対策事業についてお答えをしてみたいと思います。

近年、木材価格の低迷や高齢化に伴い、森林の保育が十分でなくなり隣地に竹が侵入し荒廃しているほか、隣地に隣接した田畑にも侵入し、耕作放棄地となっていることが見受けられるようになってまいりました。竹林はタケノコ生産を初め、農業用の資材、竹炭への加工などに使われてきましたけれども、高齢化による管理のための労働力の減少、竹林としての利用が限定的であり、利用面からの伐採が行われなくなったこと、所得へ結びつかないことから管理意欲が減退するなどにより、管理がなされなくなり荒廃へとつながっている現況であります。

議員が言われますとおり、伐採後の竹の処理については利用が少ない状況では難しいものがあり、一般的には伐採後は林内集積されているにとどまり、さきに申し上げました理由などにより、管理が行われない竹林が増加しておるところであります。

近年粉碎を行い土壌改良資材、草抑えの資材として、また製粉して飼料への添加などいろいろと研究がなされておりまして、町内においても事業化につなげておられる企業もございます。しかしながら、需要面はこれからということで、現在は商品化に向けての取り組みが始まったところだと認識をいたしております。

町としましても、本年度より森林環境保全税を利用した竹林整備事業の実施を行っているところですが、この事業は荒廃した竹林を一度全部伐採、または抜き取りを行い本数を減らし、以後利用目的に合わせた適切な本数を最低5年間維持管理していく事業であります。利用目的としては土壌改良資材、製粉材料としての竹材生産竹林、直売所や加工施設向け、地域間交流の場としてのタケノコ生産竹林、生活環境改善にもつなげる景観保全竹林として活用することを目的にしております。個人での取り組みのほかに里山保全、景観保全の観点から集落で取り組んでいただくことがより有効な事業活用になると思います。

事業の実施主体としては、竹林所有者のほか森林組合、林業事業主体、会社、NPO法人など広い範囲での取り組みが可能となっております。事業実施主体別に町と5年間の管理協定を結び、事業を行うものであります。

事業費については、竹の生育密度、伐採本数、伐採方法、集積方法、土地の傾斜度により標準の単価が設定されておりまして、この事業費90%を補助するもので、1割の自己負担で実施できます。本年度は、高姫地区において竹林利用目的で0.2ヘクタール、猪小路集落では集落全体の取り組みとしてタケノコ生産竹林目的で2.8ヘクタールで実施中であります。

議員の御質問において、この竹林対策事業に取り組むまでに至らない場合に対する町の独自対策ということでございますけれども、本制度は事業実施規模の要件として、面積が10アールから実施でき、複数の方の参加で満たしてもよいことから、個人としては小面積でも、集落の中で

調整いただくことにより実施ができると思っております。単独での補助制度としては財源的にも厳しいことから、本制度によって実施いただけたらと思っております。

緊急雇用対策と合わせた事業実施を考えたらのことではありますが、緊急雇用対策の制度は、本年度から3年間の事業実施計画において実施をしております。新規の事業計上は他の事業の変更などの措置が必要となると思われることから、検討が必要であります。

また2点目にあります、竹の粉の製造機を配備して、間伐を実施する町民の方の竹処理を支援することはできないかと、こういうことをございますけれども、孟宗竹の粉碎となりますと、かなりの大型の粉碎機が必要となって、機械の配備については、その利用料や維持管理面、安全面、運搬面から配備は私は難しいと考えております。共同で粉碎機をリース使用される場合の支援方法を検討してまいります。

いずれにいたしましても竹の再生は早いために、一度伐採した竹林の伐採後の維持管理が最も重要であります。新しい取り組みとして、財団法人、南部町の地域振興会では成長したタケノコを原料に食品加工を行い販売する計画、南部竹するめプロジェクトを立ち上げられておまして、今後の竹林整備への意欲につながるものとして期待されているところであります。

今後におきましては管理面で、個人的に対応していくことはますます困難な状況になっていくと考えられますことから、地域のコミュニティーでの取り組みを進め、集落の環境保全の一助として竹林整備事業の活用をお願いしたいと、このように思っております。よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 景山議員さんの御質問にお答えしてまいります。

内容は先ほどの御質問にありましたような、地域教育の考え方について教育長の考え方はどうか、また具体的に取り組んでいること、今後取り組みたいと考えていることは何かということでもあります。

地域に学び地域を大切にする教育は、私ども教育委員会が所管いたしております義務教育や社会教育において極めて重要な、あるいは地教委行政の基盤ともいえる学びであると基本的に認識をいたしております。先ほどの杉谷議員さんへのお答えの中で、町長も同様な考え方を披瀝いたしました。人間形成の基盤づくりでもある義務教育段階において、地域の教育力としてふるさとを知り、ふるさとに学び、ふるさとを誇りに思う子供の育成は、義務教育の主要なねらいであると私も考えております。地域の人、物、自然、施設など地域にあるものを生かしながら、地域の教育力を掘り起こし最大限活用しながら、自分の学校や住んでいる町に愛着や誇りが持てる子供たちを育てていくことは、私たち大人の重要な役割であると考えております。地域の多くの

大人とのかかわりによって自分や地域のよさをしっかりと感じ取った子供たちは、将来必ずや南部町を大切に思い、我が町の未来を担う大人に大きく成長してくれるものと信じております。コミュニティースクール制度の導入も、こうした考え方を意図しながら決断していることを御理解をいただきたいと思います。

関係するデータを1つ御紹介を申し上げます。現在の南部中学校3年生はコミュニティースクールとしての学校教育で5年間学んできましたが、今年度の全国学力学習状況結果を見てみますと、地域の歴史や自然について関心がある、31%、全国平均に比べて8ポイント、地域の行事に参加している、72%、全国平均に比べ34ポイント、近所の人にあいさつしている、97%、全国平均に比べ14ポイント高いなど、地域にかかわりのある質問にはいずれも肯定的にとらえていることがわかります。地域教育の観点での一つの成果と考えております。

また、今年度事業として取り組んでおりますふるさと学習副読本の作成も、こうした考え方に基づくものであります。これは子供たちが町内の歴史や文化、自然などについて体系的、系統的に学ぶことのできる学習教材であり、学びを通して郷土のすばらしさを発見、認識し、郷土を愛する心や、大切に思う心を育てたいと考えております。学校教育の地域教材としてのみならず、社会教育においても大いに活用したいと考えております。

こうした学校教育を中心としたふるさとを学ぶ取り組みがさらに充実、発展していくためには、社会教育や公民館活動、地域振興協議会活動や子供会活動といった地域での取り組みが一層重要になってくると考えております。

その1つに、本町には祐生出会いの館という固有の施設を有していますが、その活用はまだまだ十分とはいえません。議員の考えておられる地域教育の範疇の中での活用に、大きな可能性を持つ施設であると考えております。先月末に、板祐生生誕120周年記念事業の一環として記念講演を開催しましたが、孔版画の芸術家としての高い評価を学ばせていただきました。郷土の先人に学ぶ視点から、芸術家としての板先生の業績に学ぶといったことも今後考えてみたいと思っております。

いずれにいたしましても、先ほど申し上げました関係者の皆様と御相談しながら、子供たちの体験不足といった課題とも連動しながら、議員御指摘の学びの充実発展に今後とも努めてまいりたいと考えております。

次に、子供の体力低下策についてお答えをしております。まず、子供の体力向上に向けて現在行っていること、また今後行いたいと考えていることは何かという御質問でございます。

その前に子供の体力の現状について申し上げておきたいと思っております。全国的には男女とも反復

横飛び以外の種目で50%以上の児童が、昭和60年度の男女平均値を下回っているという調査結果がございます。西伯小学校と会見小学校の今年度の体力テストの結果を見ますと、上学年はおおむね全国平均値、下学年は男女ともすべての種目で全国平均を上回っております。したがって、体力テストで見ると限りでは、本町の児童は全国平均より大きく劣っているとは言えません。また、中学生につきましても、全国平均をやや上回る状況にあるように認識いたしております。学校や家庭において、子供の心や体が健康で気力や体力が充満していることが、学習や日常生活、学びとしての遊びを行う上での基盤となります。根気ややる気を持った子供の育成には、体力の向上が不可欠であります。言いかえれば、健康、体力は子供たちの生きる力の源、まさに基盤であるといえます。また、運動をすることを通して、現在不足しがちな子供たち同士の人間関係づくりや、社会性の育成も効果的に行えるといった側面もあり、極めて重要な視点であると認識いたしております。

そのために学校においては、教科としての体育の時間はもちろんですが、運動会や水泳大会、各種陸上競技大会、校内マラソン大会や縄跳び大会などの行事を積極的に実施し、目標を持たせながら継続的に体力づくりや仲間づくりに取り組んでいるところであります。しかしながら、児童生徒の体力向上に課題がないわけではありません。全国学力・学習状況調査の生活状況調査の結果を見ますと、児童生徒のテレビやビデオ視聴の時間が全国平均より毎年上回っており、このことが外遊びの不足やさまざまな体験不足につながっているのではないかと危惧いたしております。

また、スポーツ少年団活動や各種スポーツ教室で運動をする機会の多い子供と、そうでない子供、中学校での部活動に加入しない生徒の増加傾向などから、子供の体力の二極化についても心配をいたしているところであります。

子供の健全な育ちは、家庭や地域での活動がそもそもの基盤であります。外遊びの減少や体力の二極化といった課題に対応していくためには、外遊びの復活や地域での体験活動をキーワードにしながら、社会教育や公民館活動、地域振興協議会との連携、協力、子供会活動の再構築等に取り組まなければなりません。社会体育の側面からは、現在南部町総合型地域スポーツクラブの立ち上げに取り組んでおります。児童生徒の体力増進、スポーツを行うきっかけづくり、放課後の居場所づくり、活動種目の多様化対応、指導力の向上などを検討課題としながら、具体化を模索をしているところであります。

いずれにいたしましても学校、家庭、地域、行政とがさまざまな角度から連携し、意図的、総合的に子供たちの体力を支え、向上させていく仕組みや体制を構築していくことが求められてい

ると認識をいたしております。

次に、議員から、園庭や校庭の芝生化について御提言をいただきました。このことは、以前杉谷議員からも御指摘いただいた経過がございます。園庭の芝生化につきましては、町長答弁の代読ということでお答えをさせていただきます。

現在、施設の一部に芝生がある園もありまして、草取り等維持管理に苦慮している実態があるように聞いております。また、現場では泥んこ遊びや砂遊びなど、はだしでの土との触れ合いを大切にした保育に取り組んでいる実態もでございます。議員と意図する思いは同じではないかと思っておりますので、いましばらく現場と調整をさせていただきたいと思っております。

次に学校であります、校庭の芝生化につきましては、芝生化以前に学校教育施設として急がなければならない案件も少なくございません。校庭の排水状況といった課題も抱えておりますので、引き続きの課題として受けとめさせていただきますので、御理解をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） それぞれに丁寧な御答弁ありがとうございました。

地域教育の問題について、せんだって四国の町に議員視察で伺ったときの例を出させていただきましたが、今まで私たちも、教育は単に教育の観点のみといったような見方を、ややもするとしてきておりました。本当にそういう答えを引っ張り出すつもりで、質問したわけでも何でもなかったその町の議長さんが、ある意味ではもしかしたら悲痛な叫びだったかもしれないけれども、もう教育に望みを託すしかないというふうに思っておられたかどうかはわかりませんが、ある程度そういった意味合いにもとれるような、そういった御発言をなさっていたわけです。

一般質問の通告書にはそういった詳しいところまで書いておりませんので、そういったことを前提としての御答弁では教育長、なかったというふうに思いますが、よろしければそのあたりを教育長のお考えというのは、教育を単に教育ではなくて、地域の将来ということも考えて、合わせた考えといったようなことが、少し難しいとは思いますが、答弁をお聞かせいただければというふうに思います。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。土佐町でしたっけね、余り勉強をしっかりとさせるなという話は私もしばらく前に、西部地区管内の町村の教育関係者から聞いたこともございます。一生懸命教育やったら、どんどんどんおらんようになってしまったという話を聞いたことがありまして、やはり同じようなお考え、それが正しいのかどうなのかは別にして、そういう

考え方はあったと、そういうようなお考えをしておられる方もあるというぐあいに、私も知っているところでございます。

先ほどコミュニティースクールのお話を答弁の中で少しいたしましたし、それから義務教育に対する考え方というものの中でもお答えをいたしておりますように、やはりそのふるさとに学ぶ、ふるさとを大事にするということが、やはりその私は教育の原点であるというぐあいに思っております。長い間、社会教育に携わらせていただいたことから、そのように私自身は思っております。かといってそのほかいわゆる外へ出ることがいけないということではなくて、そういうようなお気持ちなり力を持っておられる子供さんはしっかりと、またそれなりの段階でさらに学んでいけばいいと、そういうことの力をしっかりと、私たちは義務教育の中でつけていけないけんというぐあいに思っております。

お答えになったのかどうかちょっとわかりませんが、一番大事にせないけんところは、その部分かなというぐあいに私自身は認識をいたしております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） とっても答えにくかったと思います。ありがとうございました。

南部中学で、会見小学校での5年間のコミュニティースクールを経た子供さんたちが、非常に成果が見える、目に見える成果が上がっているということで、取り組んでこられた地域の方、教育委員会の皆さんの御努力、本当に大変だったと思いますが、本当に着実な成果が上がっているということは非常にうれしく思います。

ほかの学校でもコミュニティースクールは取り組みを初めていらっしゃるというふうに思うんですが、といいますか初めていらっしゃるわけですが、他の会見小学校以外、西伯小学校ですとか、南中、法中等々の学校での取り組み状況というのは、会見小学校ほどはまだ進んでいないということも伺っております。そこら辺をもう一遍御確認をさせていただきたいと思いますが。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長であります。コミュニティースクールは、まさにそれぞれの学校の実情なり課題を踏まえて取り組んでいくというのが大前提でありますけれども、どうしてもいろいろわかりやすい形のモデリングは会見小学校ということで、そばにある関係でどうしてもそのことが気になるようございまして、その分いろいろ苦慮しておられるというところがあるのかなというぐあいに思っておりますが、西伯小学校につきましては着実に学校の課題、子供たちの課題そういうものを、そのことにどう答えていくのかということをしかりとこう話し合いをしていただいて、ちょっと回数は忘れましたが、私も指定をする前の計画を後から見たとき

に、そんなに集まってしっかり話したんですかというほどの、しっかりと回数を重ねて今の働くことだとかあいさつだとか、今、何か遊びという外遊びの話もありますけれども、そういうところへ今また入っていらっしゃるのです、着実にそういう意味では西伯小学校らしいコミュニティースクールの階段を上りつつあるのかなと、そんなぐあいに私は理解をしています。

少し苦勞をしておりますのが、中学校であります。小学校と中学校は若干こう違ってまいりますが、そのところが、我々教育委員会事務局の力不足のところもあるのかもしれないけれども、十分に教員が理解ができていないというところは否めないというぐあいに思っています。悪く言いますと、学校として手の足らんとを地域の皆さんにてごしてもらうだみたいな、こういう認識がある教員もいるように私も知っています。それは間違いですよという話を何回もいたしております。

そういうところで、そういうことが現状でございまして、少し教員とそれから運営協議会で現在参加をさせていただいている地域の皆さん方とのコミュニケーションといいたしめようか、腹を割った話し合いといいたしめようか、それをもう少ししっかりとやらないと、やはりお互いにしっかりと手が結べないのでないのかなというぐあいに思っております。

そういう意味で少し、もうちょっとこう大きくぼんとかういかないといけないなというところがございまして、そのところを今事務局の方で、何とかいいぐあいに支えができないかなということ、課題として考えております。そんなような状況でございまして。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） 今、学校の先生の役目を、少し周辺が担ってくれるのかなといったようなそういったらまえ方というふうなお話が出ましたので、ちょっとずれるかもしれませんが、何か見ますと、小学校にしても中学校にしても学校の先生が子供の教育だとか、それは教科だけではない教育というふうに聞いていただきたいんですが、そういったもの以外に非常にたくさんのエネルギーを求められるようなことが山ほどあって、それがちょっとうまく学校が回っていったない、教育が回っていったないことの原因になっているんじゃないかなといったような感じもします。もし、そうではないとは思いますが、コミュニティースクールとかそういったことで、さらに学校の先生に対する負担がまたちょっとでも上乘せになるといったようなことだと、何か本末転倒になるかもしれないなという気がしております。まあ、これはお答えは結構でございますが。

いつも教育に関してはいろんな質問をさせていただきますけれども、繰り返しになりますけれども、本当に地域が将来どうなっていくのかということを考えて考えて考えたら教育に行き当た

ったといったような話を、今までにももしかしたら聞いていたかもしれませんが、強く印象に残ったのは今回が初めてだったということもあります。まあこれは私の意見ですけれども、今現在子供を育てている私たちの側も以前は育てられる側でしたし、今、曲がりなりにも地域を支えている私たちは、将来的にはしっかり支えてもらわないといけない立場になるという、順繰り順繰り回っていくということになりますと、そういったことを余り小さいころから認識をさせる必要はありませんし、打算的に考える必要もないかもしれませんが、自然とそういったふうにして世の中回っているんだということを意識して、考えていけるような子供たちになってほしい。そして若者になって、大人になってほしいなという思いから、こういった質問をさせていただきました。

では次に、子供の体力低下対策についてですけれども、壇上での質問、少し短過ぎたかなという感じもしますので、少し追加をさせていただきますと、私たちが子供のころは川遊び、山遊びでほとんど毎日のように、よっぽど雨が降ったり台風でも来ない限りは外で遊んだと、私らも小学校、中学校のころ法勝寺川につかり過ぎて反対に病気になったりといったような、そういった子供のころを過ごしたはずはです。それがいつとき急激に減ったというのは、壇上で質問にも発言でも言いましたこと以外に、例えば法勝寺川が物すごく汚れてしまって、入ることができなくなった。とって遊ぶための魚もおらんようになったとか、ごみがいっぱいあってはだして何かとても危なくていけんとか、山に入れば入ったで、松くい虫の防除の薬がかかっているようなものを口にしたらいけんけん山には入るなとか、そういうふうに環境ががらっと変わって、一たん多分今の子供たちは川遊びをしたり山遊びをしたりということの継承を、先輩から後輩へ、先輩から後輩へという継承を一たん途切れた状態になっているというふうに感じています。

学校でこの間も稲刈りをしておられたり、マラソン大会があったりということはあるんですが、この外遊びに関しては、また一から、もしかしたら構築していかんといけんのかなという気がしておりますのですが、そこら辺についてどのようにお考えになっておりますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 教育長でございます。基本的には、議員さんが今、言われました意見と同様な感想を私も持っております。

山にしても川にしても、今、遊ぼうにも遊べないという状況もありますし、多分それをぽんと投げ出してやっても、どう遊んでいいのかというのを多分知らない。親の世代が多分そうなんでしょうね、もう少し前の世代で多分途切れてきているんでないのかなというぐあいに思っておりますので、やはりどう自然と向き合って遊んでいくのかということをお教えないけんという

気がしています。こちらは、まあ遊びの学校みたいな考え方も一つはあるんでしょうけど、私が今頭の中にありますのは、やはり外遊びを復活をすることと、イコールとして一つの仕組みとしては、私は子供会を復活せないけんということを非常に強く思っていますし、担当の方にもずっともう言い続けています。子供会の中で、私の体験からすると、いろいろなことをこう学んできたという思い出があります。子供会はそもそもが、多目的集団であります。スポーツ少年団では単一目的でありますから、いろいろなことをそこで学べますし、その中には自然もありますし、大人もかかわってきますし、先輩後輩もあります。そういう意味では、学校教育の中で今、いろいろな形の中でコミュニティースクール制度の中で、そういうことの取り組みができていますので、できつつありますので、そういうものをやはり地域社会の中でも一つの仕組みとしてつくっていくということになれば、やはり私は今キーワードとして子供会を復活させていきながら新しい時代の子供会像というものを、やはり私はつくっていききたいな、そんなぐあいに思っているところであります。以上です。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） コミュニティースクールで遊びを取り上げたりということで、ぜひこういった外遊び、例えば川に入れば川にどういった生物がすんでいるとか、どういった場所にいるとか、山に行けば草や木やタケやそういったものの名前を覚えたりといったようなことで、学習と切っては切り離せないものだろうなというふうに思います。

最初の地域教育とすべてリンクしたような格好で、なおかつ子供に体力がつくということになれば、これは非常にうれしいことだろうというふうに思いますし、そっちの方を目指して、これは教育委員会とか家庭とかだけではなくて、私たちも頑張っていかなといけんことだろうなというふうに考えております。

それでは、3番目の質問の竹林対策事業ですが、これはちょっと竹林対策事業というタイトルはこうだったんですけれども、中身的に複合的な質問になっておりまして、こいつも答えにくかったのかなという気はしておりますが、ちょっと後半の方、壇上での質問の後半の方の雇用環境ということで、去年の秋以降非常に雇用環境が悪化をしてきていると、そしてさらに今後二番底を迎えるのではないかとといったような景気を背景に、全く回復の兆しがないということです。緊急雇用対策、なかなか組みかえ等々も難しく、新たにということは今のところはといったような御回答だったわけですが、このじゃあ何か別のといったことはなかなか考えにくいこの小さい経済の中で何がしかの、そうであるならば、この地域として非常に困っている問題の解消に結びつくそういった竹の成敗ですとか、そういったようなことでの緊急雇用というのは本当に

町単独でも1人でも2人でも、本当に困っておられる方をたとえ一時的にでも助けることができないのかなという思いがしております。

以前、まだこのここまで厳しくなかったときには、緊急雇用対策というのは、例えば半年であったり例えば1年であったりということで、その後々までその方の生活が安定していくものではないので効果は限定的のかなという気はしておったんですが、ここまで厳しくなると、やっぱりすぐにあしたから厳しくなると、あしたからもうにっちもさっちもいなくなるというのではなくて、半年なり1年なりの猶予期間中に、まだ挽回をするべく頑張る期間を与えられるという意味では、とっても大事な対策なんだなというふうに、ちょっと認識が甘かったなというふうな思いもしております。そういった意味で、繰り返しになりますけれども、この緊急雇用対策が町単独でできないものかどうか、御検討の余地はないかということをお伺いいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。緊急雇用対策で竹林整備ができないかということですが、これはその気になってやればできるというように思うわけです。ただ、現状は緊急雇用で町道や林道の維持管理をやってきて、それが期間満了になったために、これは森林組合に移っていただいて、森林組合で山の整備作業というようなことに携わっていただいて、雇用を継続しているわけですね。それから新たに始まった今、ふるさと雇用と言っておりますけれども、これでもやっぱり今、毎日3名の方が町道の維持管理だとか、さまざまなことに現にやっただいています。いわゆる公共的な林道だとか、もちろん町道だとかそういうものについてもまだまだ手が足りない状況でございまして、個人の所有する竹林に、まあそこまで投下する余力というんでしょうか、そういうものがないという状況だと思っております。

それから、最初の答弁でも申し上げましたように、竹林ばかりはこれ後の手入れを相当やらんと、すぐ、もとのようになってしまいます。非常に成長が早いということですから、これは相当覚悟して長期計画の中で取り組まないと、もとのもくあみになります。雇用対策でやっても、何だったあれはと、本当にやったんかいなというようなことに、私はなりかねないというように思っております。したがって、この竹林整備を緊急雇用で言うということについては、さっきから言っておりますように、県の事業を使ってやればできるわけですから、現にやっておられるところもあるわけですから、そういう方向で指導していきたいというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 5番、景山浩君。

○議員（5番 景山 浩君） それでは、その後の竹の利用ということで、竹粉、実際に町内でも事業をしておられる方があるということですが、確かにまだまだ利用が進まないという現状の

ようです。この竹の粉とかチップは、竹自体はタケノコのときには虫が入ったりということもあるようですけれども、大きくなってしまうと竹というのはほとんどこう病気にかかることもないし、害虫にやられることもほとんどないといったような非常に安定したもののようで、これを肥料としたり、単なる肥料ではなくて農薬を相当減らす効果のある肥料になるといったようなことで、ただやっぱり値段が高いことと供給をされる方というのが、まだまだ少ないということでも使用がそれほど普及はしていないということの、まあ私が調べた範囲内ではそういった現状になっているようです。

田んぼや畑に、買って使用するということになる、これは結構費用もかかるわけなんですけれども、自分ところの田んぼに自分この畑に、自分この竹林から切り出してきたものを自分で加工して入れてみようかということであれば、やってみようかなというふうに思われる方も相当あるのではないかなというふうに思います。機材を買って配備をするということまでは無理だけでも、リースで使われる場合だったら支援をしてくるかというお考えのようですので、ぜひ考えていただいて、間伐とか杉とかヒノキの間伐というと、割とその周辺から少し上がったような、奥まったようなところが多いわけなんですけれども、竹の場合は何せ日の当たる一番手前側の、一番田んぼだとか畑だとか民家に近いようなところでどンドン勢力を伸ばしていくようなものですので、景観的にも、山と山でないところの境を確保していくといったような観点からも、もしあれば、私も余り農作業は得意ではありませんけれども、ぜひやってみたいというふうに思っておりますので、事業としての取り組みを御検討をいただきたいということをお願いしまして、私の質問を終わらせていただきます。

○議長（石上 良夫君） 以上で5番、景山浩君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで休憩をいたします。再開は1時30分とします。

午後0時33分休憩

午後1時30分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

7番、赤井廣昇君の質問を許します。

赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 7番、赤井でございます。議長から許可をいただきましたので、

通告に基づきまして、2点の質問をいたします。

まず、1点目でございますが、新型インフルエンザの措置についてでございます。

インターネットの情報でございますが、グーグルの情報によりますと、11月27日現在、7月以降のインフルエンザの累積患者は1,075万人に達したと推計すると厚生労働省は発表し、また、WHOで世界的な流行を意味するフェーズ6を宣言され、死者8,000人を超え、日本でも犠牲者94人と多数の被害が出ております。この日本での被害は12月の7日のニュースによりますと、100人になったということでございます。今後、寒さに向かいまして被害がますます増大するのではないかと危惧するところでございます。

当町は、先般の11月26日、臨時議会で新型インフルエンザのワクチン接種関連の860万円強の補正が上程され、可決されました。ワクチン接種には市町村の事情に基づき、いろいろな対応がされている。ちなみに、青森県西目屋村を初め、21自治体では全町民に負担金なしで接種する自治体もあるようでございます。生活保護世帯の取り扱いについては、全国どの市町村でも無料で接種してるようでございます。当町は町民税非課税世帯での優先接種の対象者については、減免対象とし、費用補助で本人負担額が1,000円でございます。原則的に応能負担が妥当と考え、示されたものでございます。御承知のように、町長は福祉の町を表明し、町づくりを目的としておられるわけでございます。少なくとも、非課税世帯の該当者には町が全額助成をする思いやりがあってしかるべきではないかと私は考えます。また、仮に重篤患者の発生を想定すると、高額医療費も想像され、結果的に国保会計を圧迫化することにもなりかねません。そうしたリスクを考えると、全町民無料での接種が賢明であるではないだろうかという気がいたします。このたび、流行の新型インフルエンザは弱毒性で比較的被害が少ないですが、それでも現在、全国レベルで見ると、先ほど申し上げましたように100名もの死者が出ております。厳寒期に向け、さらに被害の拡大を懸念するところでございます。そこで、3点質問いたします。

まず、1番目といたしまして、優先接種者のうち、低所得者世帯に属する者を減免対象とし、費用補助の補正をされたわけですが、非課税所得世帯全額助成した場合、町の負担額は幾ら増となりますか。また、補正上程に当たり、どのように協議をされたのかお尋ねをいたします。

2番目でございます。このたび優先接種者のうち、低所得者の世帯に属する者を減免対象とした国、県の補助を受ける対象の者を考慮し、補正されたわけですが、言うまでもなく、町民の生命は金にかえられないものでございます。全町民に無料接種を実施した場合、町の負担がどうなるか、具体的数値の説明を求めたいと思います。

3番目、町長も既に議会で説明されておりますように、現在の新型インフルエンザが弱毒性で

ございますが、これがいつ強毒性のH5N1に変更してもおかしくないと言及されておられます。そうなると、南部町でも60名からの犠牲者が想定されると言われております。町民の生命を守る立場の町長として、今後、予想される強毒性のH5N1型インフルエンザ対策やワクチン接種等について、どのような措置を考えておられるか御所見をお尋ねいたします。

2つ目の質問でございますが、天萬庁舎の改修についてでございます。

合併協定にある天萬庁舎の改修について、町長はさきの選挙マニフェストとして踏まえ、どのように改修するか町民にゆだね、検討委員会を立ち上げ、4回にわたる委員会が開催され、第4回天萬庁舎改修検討委員会において結果が報告されたようでございます。御承知のとおり、政府は来年度予算をにらみ、行政刷新委員会の事業仕分けを国民監視の中でオープンにされる中、不要不急なものを削って、集中と選択で事業仕分けをされております。この天萬庁舎改修が本当に住民の希求するもので、不要不急なものに該当しないか等々、多様な意見もございます。庁舎改修計画基本案について、委員会の報告に基づき改修の具体案が示されると思いますが、町長の考えをお尋ねいたします。

以上、壇上の方の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 赤井議員の御質問にお答えをしております。

最初に、新型インフルエンザの措置についてでございます。

新型インフルエンザワクチンに係る接種費用の減免についてでございますが、まず国の予防接種費用軽減に対する補助金交付の考え方というものについて述べますと、優先接種者のうち、生活保護世帯及び住民税非課税世帯に属する方が接種した金額を上限として、国が2分の1、県が4分の1の補助を行うもので、その事業費の範囲内で町が独自に対象者や減免金額を別に定めることもできるというものでございます。

さて、南部町では11月26日の臨時議会におきまして、この減免について御承認をいただいたところでございますけれども、改めてその内容を申し上げますと、1歳から中学生までと生活保護世帯及び住民税非課税世帯に属する方に全員についての減免を行うものでございます。これは国が優先接種者に限定した低所得世帯を減免対象としているのに対して、南部町では優先接種者以外の世帯についても所得の低い世帯を対象に減免を行うものでございます。また、今回の新型インフルエンザは従来の季節性インフルエンザと異なり、若年層の罹患率が高いということもあって、子供たちに対する費用の減免を行うこととしました。今回、減免の接種者に1回について1,000円の負担をお願いするわけでございますが、先ほど申し上げましたように優先

接種者だけではなく、優先接種者以外の非課税世帯の方にも減免を実施するわけでありますから、御理解をいただきたいというように思います。

赤井議員の御質問では、優先接種者に全額助成した場合の町の負担は幾ら増額になるかとお尋ねでございますが、南部町では優先接種者以外の非課税世帯の方も減免対象としておりますので、南部町の減免対象でお答えさせていただきたいと思っております。既に新型インフルエンザにかかれた方や接種されない方などを考えずに、単純に減免対象と予定回数で試算いたしますと、非課税世帯と中学生以下の人員が2,980人、延べ4,400人の接種となりますので、440万円の増額となる見込みであります。

次に、全町民に無料接種を実施した場合の町負担はどうかとお尋ねでございますが、人口1万2,000人で仮に13歳未満を2回接種としました場合、延べ1万3,189人となり、4,600万円となりますが、国や県の補助金が最大で280万円となる見込みでございますので、町の持ち出しは4,300万円程度になると想定されております。

最後に、発生は時間の問題だと言われております強毒性H5N1などの新型インフルエンザワクチン接種について、どのように対処を考えているかという質問でございます。町民の生命を守る町長としましては、でき得る限りの対応をするのが当然だろうと考えております。しかしながら、特に予防接種に関しましては、町が行うことが限定されておまして、ワクチンの製造や供給量のことを考えますと、これは大変な事態になるのではないかと私も非常に心配をしております。

いずれにしましても、国の対応を見ながら的確な対応に努めてまいり所存でございますが、今、私たちができることは、何より予防が一番ではないかと思っております。どうか手洗いやうがい、せきエチケットなどを励行していただきまして、日ごろからの健康管理に努めていただきますように、この場をかりて改めてお願いするものでございます。

次に、天萬庁舎の改修についてでございます。

これは、秦議員の御質問でも午前中お答えしましたが、まず南部町全体がよくなってくれることを日々考えている私といたしましては、天萬庁舎の改修を不要不急なものだというような考えはしておりません。秦議員の質問で経過説明をしました折に、合併協定が暗礁に乗り上げたときに3階の議場をホールとして改修することで合意に達し、合併が成立し、協定書に明記され、しかも両町の議会において承認、議決をいただいていた経過を思い起こしていただきたいと思っております。多くの皆様の意志が結晶した協定書をみんなが尊重して、その方向に向けて取り組むことが大切であり、合併以来そのように進めてきた結果、今日の南部町があると私は思っております。

ですから、昨年の町長選挙でも、マニフェストに掲げ、当選を果たさせていただきました。さらには、会見地区の大勢の方が改修について賛成であった事業でありまして、不要不急なものではございません。

具体的には南部町公民館は本館がなく、会見分館は昭和46年建築、西伯分館は昭和48年建築で、いずれも老朽化が著しく機能も十分な状況ではございません。住民の皆様の活動拠点の整備、このことは生涯学習の町づくりを進めるための社会教育行政喫緊の課題となっております。

また、現在の町立図書館も狭隘な現状で、会見分館には図書室しかない状況でございます。このようなことから、天萬庁舎の改修により、図書館、集会室、ホールなどを備えた施設にすれば、今、申し上げました課題の解決ということになりますので、事業の推進に御理解と御協力を賜りたいと思うわけでございます。

改修の具体案につきましては、秦議員の質問でお答えしたとおりでございますので、省略をさせていただきます。

以上で説明を終わりたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 先ほど、町長の御答弁をいただいたところでございますが、同僚議員の秦議員さんの方で先ほど質問されまして、町の天萬庁舎の改修については、お答えしたとおりだということでございますが、私が聞き漏らしておる関係等で、できるだけ重複した質問はしなかつもりでございますが、重複する場合には、ひとつあらかじめよろしくお願ひしたいと思ひます。お断りしておきます。

まず最初に、町の天萬庁舎の改修のことについてお尋ねをいたしますが、秦議員さんも10月の31日の山陰中央新報の記事から取り上げられて質問をしておられました。その中でやはり一番私思いますのが、町民の、町民といいますかアンケートをとった方の4割の方が反対だと、賛成された方はわずか3割しかなかったというような実態を考えると、先ほど町長は不要不急なものではないんだということで説明をされましたんですが、一般的に町長が選挙のマニフェスト等があるからそれをやっぱり公約した以上、とにかく会見町民の福祉の向上という手前も考えながら、ぜひとも改修を図りたいというお気持ちをわからないのではないんですが、先ほども言いましたように、この反対のアンケートから見たときに4割もあり、それから賛成が3割という中で、本当にこれが住民にどれだけ浸透してるかなあと。しかもこれが本当に町長がおっしゃるような形で不要不急なものではないと言えるだろうかと思ひます。その辺について改めて町長、御所見をお願ひいたします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。不要不急なものではないと改めてお尋ねでございますので、改めてお答えしますが、不要不急なものだということには理解しておりません。考えておりません。それから今、赤井議員は町長マニフェストに云々とおっしゃいましたが、その前段で合併協定書で協定をしております。したがって、この協定書を守っていきたく、実現を図りたいと、こういう気持ちでございます。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） それでは、ちょっとお尋ねいたしますが、もともと合併協定書が中心な考えだとおっしゃったんですけど、私どもが配付いただいております「南部町の総合計画」というものをいただいております。この中にも、それなりの策定委員会の中で策定されたものの中に主要事業一覧表の中にも上がっておりません。本来ならこれが策定委員会の中で本当に必要な、町民が福祉のために必要なものということならば、ここにでも上がってこにゃいけないと思うんですが、策定委員会の中でさえ選定されないような庁舎の改修ということは私が言うような不要不急なものに該当するんじゃないかという私は考えなんです、これについてはどうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。総合計画は18年の4月にたしかつくって議決をいただいたように記憶をいたしております。合併協定はそれにさかのぼって2年前のことであります。合併協定書に見直していただければよくわかると思いますけれども、事業らしきものは上がっておりません。しかし、この天萬庁舎の改修については、はっきりと協定書に協定がなされているわけです。協定書に。私はそういう協定書を尊重すべきだというように考えております。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、町長の御答弁の中に合併協定書に協定されているから、それを尊重するんだという町長のお考えはわかったんですが、果たして本当にこれが町民の思いと合致してるだろうかと。先ほど私も新聞の記事を取り上げまして申し上げましたように、アンケートをとった中といいながらも町民のそういう4割の方が反対をするというような庁舎の改修について、これでは町長の思いとかなり異なっているんじゃないかという私は気がいたします。もっとも本来、町民の理解を得るために説明なり、あるいは委員会等で十分な審議が必要でないかという気がいたします。

それから、このたび天萬庁舎の改修について、検討委員会があり、検討委員会の中で4回も検

討委員会が開催されまして、最終的に町長に対しまして、天萬庁舎の改修検討結果報告というものが会長の方から出されてるわけでございます。これを読みますと、この検討委員会の中で町長が初回の検討委員会に出席なさいまして、これは事務局出席者となっておりますが、町長以下、教育長、それから森岡総務課長、その他、教育次長や総務行政改革室長、あるいは社会教育室長等が出席をなさっております。そういう中で、本来ならこの検討委員会がもし審議会と同じように考えるとすれば、もともと町長が答申を受ける立場でございますから、この町長の発言が検討委員会に影響を及ぼすような発言をされるというようなことがあってはいけないと私は考えるわけです。基本的にそういうことを考えたときに、町長は初回の検討委員会の中で27回も発言をなさっていらっしゃいます。一般の委員さん方が、多く発言をなさった方で7回ないし8回でございます。そうした中で町長が27回も発言をなさったということは町長が意図的に、言葉が悪いかわかりませんが、正直な話が意図的に自分の思いを達成するために発言されたことじゃないかという私はそういう影響を懸念するわけでございますが、審議会と検討委員会でのあり方は違うんでしょうか、審議会の中ちょっと見ますと、これは町の行財政運営審議会の条例でございますが、その中の……。

○議長（石上 良夫君） 赤井議員、マイクをちょっと近づけて。

○議員（7番 赤井 廣昇君） その中の2条に所掌事務という形の中で、審議会は町長の諮問に応じて南部町の行財政運営の改善に関する重要事業について、調査、審議し、町長に答申するほか行財政の運営に関し町長に建議するという形で、この分はたまたま行財政の運営審議会の条例ではございますが、一応こういう形で所掌事務という形の中ではっきり町長のすべきこととか答申についてこういうものだということがうたってるわけでございます。それを考えたときに、町長がその場において30回近くも発言なさるということは、これは自分がその思いを達成するために委員会の方で誘導的な発言をなさったんじゃないかと言われても仕方ないと思いますが、それについてはどうでしょうか。

それとあわせて、審議会の分と、審議会の場合はこういう形のまだ条例でもありますが、検討委員会については全くそういうものがないわけですが、検討委員会の立ち上げというものは何に基づいて検討委員会を立ち上げていらっしゃいますか、それをよろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。検討委員会に出て町長が27回も発言したということでございますが、何をもってその27回とおっしゃっておるのか、ちょっとわかりませんが、私はそんなに発言させていただいたのかなあと、ちょっと今、不思議に思っております。

それから、検討委員会で町長の思いを申し述べるのは当たり前のことございまして、何の発言もせずをお願いしますということにはならないわけでありまして。当然、町長の名前で検討委員会をお願いしておりますから、町長の思いを述べて、そしてそういうことについてさまざまな御意見をいただき、御検討をいただくということが、これ当然のことでありまして、私は赤井議員さんの御質問がちょっと腑に落ちないわけございまして。

それから、私ちょっと議長。議会基本条例第10条によりまして、赤井議員さんに御質問をしたいというように思いますので、許可をいただきたいと思いますがいかがでしょうか。（「議長」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 今定例会は一般質問で4名の方が天萬庁舎の改修について質問されております。もちろん、町民の皆さんも非常に関心が深いことであり、理解を深めるため、基本条例第10条による発言を許します。（「議長、議長」と呼ぶ者あり）

○町長（坂本 昭文君） ありがとうございます。

○議長（石上 良夫君） ちょっと休憩します。

午後1時57分休憩

午後2時17分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

それでは、議会基本条例10条によります町長の発言を許します。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 議会基本条例第10条の会議などの論点などを明らかにするために、私の議員に対しての質問を許可いただきましてありがとうございます。私は赤井議員にお尋ねしたいことございましてけれども、いわゆる合併協定書というものの重みといたしまして、合併協定書をどのように扱っていくべきなのかということについて、赤井議員はどのようにお考えでしょうか。

私は合併協定書を基本にして、ベースにして町づくり計画や、あるいはまた総合計画やその後の町政を展開してきたように思っております。もちろん協定書の前段に、変化してやまない社会の状況に合わせて絶えず見直しを行い、そしてよりよいものに仕上げていくことを期待するという文言もございまして、協定にあるので必ず全部やらにゃいけん、こうでなければいけんということではないという、そういう柔軟な気持ちも持っております。

しかし、何度も申し上げておりますように合併協定が壊れかけたときに旧会見町の方で計画さ

れていたことを提案されて、そして合併協定が成り立った。そしてその協定は両町の議会で議決もいただいて合併に至っているわけです。旧会見町の議員をなさっておった赤井議員さんもどのような態度を示されたのか、これは私はわかりませんが、議決にかかわって、そしてそういうことで合併を認めて進んできたわけであります。そういう経過から考えて、やっぱりこのところをはっきりしておきませんか議論がどうしてもかみ合わないというように思うわけですし、あえてお考えをお尋ねする次第であります。よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 今、町長の方から反問権という形の中で質問がございましたが、合併協定書についてどういうやにとらえとるかということでございますが、これについては当然、重大に受けとめております。合併協定書を無視しろというやなことは私は言ってないです。ただ、町長も先ほども述べられましたように、合併協定書は絶対的なものじゃないんだと。時代の流れの中で場合によっては考えを見直しをせにゃいけないこともあるんだらうというようなことを言われたわけですが、全く私はそういうものであって、重要ではあるが絶対のものではないという考えでございます。

ですから、場合によっては町民さんの考え方、意向が変わってくれば、それ相当の合併協定書に書いてあるから何が何でも施行せにゃならないということではないと私は考えております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 再度お尋ねいたします。重要ではあるけれども絶対ではないということは、これは私と共通認識だというように思っております。ただ、何度も申し上げるとおりなんですけれども、この項目はわざわざ合併協定書に項目を上げて記載してあることでありまして、特に合併の成否を左右するような重要なことでございました。5年間でそれが変わったとお考えになるんでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） この協定の中身が5年間のなかに考えを変えにゃいけないほどなことになるかということでございますが、そういうことでなくて、私、町長は誤解されてるようですが、ちょっと御説明しておきますが、私はこの庁舎の改修を絶対だめだと申し上げているわけじゃございません。町民の十分な理解と合意を得ながら町民の本当の福祉の向上につながるなら私はそういう事業をどんどんやっていけばいいだという考えでございます。

ですから、今の合併特例の関係等に基づいたそのお金を取りつけるために、何が何でも21年

度末に着工して、22年度には完成を見にゃいけないというような、性急にそういう結論をするということはいかなるものかと私は申し上げているところでございます。以上です。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） よく理解できました。そういうお立場で御質問なさっておるということなら、いささかこの言葉というものが、私は不要不急というようなことがございまして、私もちょっと誤解をした面もあるかもわかりません。住民の合意を得ながらやるということが前提ですね。そういうことを確認しておきたいと思います。

それから、先ほどの休憩時間に調べてみました。検討委員会の内容でございます。27回町長が言っておるということでもございましたけれども……（「初回の分です」と呼ぶ者あり）初回ですね。まず提案が1回であります。提案が1回、経過説明や提案が1回。それから、委員さんの御質問に回答したのが25回であります。それから、閉会のあいさつが1回であります。よろしいですか。

ですから、私が27回も検討委員会に出かけてどンドンしゃべって、検討委員会をリードしたというようなことではございません。委員さん方の御質問に回答したのが25回、閉会のあいさつが1回、そして、最初にお礼なりお願いなりした提案が1回ということで27回ということになっておりますので、町民さんも聞いておられますから誤解のないようにお願いします。

それから、総合計画でございます。総合計画の主要事業一覧表、これにないということをおっしゃいましたけれども、これの上から5番目ですね、文化センター建設事業、平成8年に文教施設設置検討委員会から、これ会見町のものでございます。答申を受けたものを延期したものであり、現在、地域にないホールなどを建設するということが載っております、項目としては総合計画にもあるということでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 私の若干見落としした部分があったようでございますが、先ほど申し上げられました主要事業の一覧表というもののうち5番目にあるということでございましたが、この中にあるものは町長が先ほど我々に説明されたような庁舎の改修とかなりの隔りがあるものであって、ただ単に議場関係の利用についての改修部分で、町長がおっしゃるような3億もかけるような事業でない、ここに金額も書いてございますけど、そういう金額じゃないはずでございます。四千何百万というふうに伺ったと思いますが、合併特例債対象事業として4,900万ですか、総事業費という形で上がるとるわけですから、これから見ると全くその膨大な予算の改修費用でございますから、私は趣旨から考えてみるとそういうのに当たらないように考えま

す。

と同時に、町長は先ほど自分はいろいろ委員からの質問があって、質問だからそれに答えてきたんだとおっしゃいましたが、しかし、基本的に審議会等において執行部の皆さんが御答弁なさるということは、極論的に言うと相撲取りと行司が同じ舞台上がってやっとなるんだというような形のものと私は解釈するんですよ。答申を受ける立場の人間はやっぱり答申を受ける立場で、委員にはどうぞ忌憚のない意見を言ってくださいと、十分な審議を尽くしてくださいと。その出た答えを答申として町長に出してくださいというのが私は本来の町長の立場であろうと思います。ですから本來說明員で町長が出てしゃべられるのもこれは多少はやむを得ないともあると思いますが、ただ基本的にはやはり町長は委員会に出られても当初、最初のあいさつをなさって、それから終わりのあいさつという形で本来は委員会の中では余り発言をなさらずにおられるのが本来の筋ではなかろうかと私は思うところでございます。

ですから、全面的に町長に対して、私は決して対峙して町長をどうこうしようというそういう感覚じゃございません。謙虚にやっぱり本当に町長としていい町をつくるということでは町民さんの意見を十分に聞くんだという中でやっぱり町長はそういう謙虚な姿勢が必要ではないかと。ましてや審議会とか検討委員会においては、ぜひともそういうあり方を今後もやってほしいと私は思うものでございます。そういうことについては町長いかがでございますか。

○議長（石上 良夫君） ちょっと待ってください。今、10条のやりとりをしておりますので、まだ継続中ですので。

町長、坂本昭文君。（発言する者あり）一般、ちょっと今離れちょうよ。

○町長（坂本 昭文君） 10条のやりとりにつきましては、先ほどの赤井議員さんの回答をいただきましたので、私としてはこれで。

○議長（石上 良夫君） よろしいですか。

○町長（坂本 昭文君） よろしいということでございます。

ただいまの質問についてお答えをしております。一般的に審議会でもあらゆるいろんな会がございますけれども、そういう会合に出席をして、ごあいさつをしたり状況を述べたり、あるいは課題はこういうところにあるというような町長の方針を申し述べることは、これは当然のことでございます。そしてそういうことについて、委員から質問があるそのことについて、また丁寧にお答えをしていくというのは当然のことでもあります。そういうやりとりの中で委員さん方が自分たちの考え方というものを固められるのではないかとというように思っております。町長が出かけていて、町長に質問をされて、私は答えるわけにはいきませんというようなことにはならない

わけです。したがって、その議論をリードするというようなことをおっしゃいましたけれども、そういう趣旨で出ているわけではないわけですので、誤解がないようによろしくをお願いします。委員さんに丁寧に質問についてお答えをしたのが25回ということでございますので、よろしくお願い致します。

○議長（石上 良夫君） 赤井議員、10条による発言はもう終了しましたので、一般質問の発言に戻ってください。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 先ほど町長に、10条の関係でなくて、質問に戻りますが、町長に私ちょっと申し上げたんですが、本来審議会のあり方については、もともと町長、執行部の首長さんという者がやはり出てそういうことをいろいろ意見を述べられることは、この委員会、あるいは審議会等の考え方にまで波及すると、影響を及ぼすからできるだけ控えるべきだと。あくまで先ほど町長もおっしゃいましたように、あいさつと閉会のときのお礼という形が私は基本的なものだろうと。よその市町村の例なんかの中でも各首長さんが積極的に出て、ああだこうだって意見を述べておられるようなものは私は正直言って聞いたことがございません。ですから、南部町長もやっぱりそういうことで委員会とか審議会なんかについては、そういう姿勢が必要じゃないかと私ちょっと触れましたが、あくまで一緒に相撲取りと行司が土俵に上がって一緒にやりとりするというやなことじゃいけないと私は言ってるんでございます。それで、本来の質問に戻ります。

質問を継続いたします。まず、先ほど言いましたですけど、ちょっと町長と見解も違ったからちょっとお尋ねしてみたいんですが、この検討委員会というものは何に基づいて検討委員会を開催されているのかちょっとお尋ねしてみたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 先ほど来、諮問会、諮問会といいますか……（発言する者あり）審議会ですね。審議会というような御発言がありましたが、これは天萬庁舎改修検討委員会ということで、条例に基づくものではございません。要綱を皆さんで決めていただき、天萬庁舎の多目的利用化について、検討するために検討委員会を設置するという共通の目的の中で協議事項、組織、任期、運営方法、会議、庶務、その他というものを決めて、その中で検討をしていただいたものでございます。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） ということは、審議会と同様な形の効力がある委員会だというやに私は思うんですが、それはそうでございますよね。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 審議会と同等な権限といいますか、扱いだということですが、御承知のように審議会は、これは町長がある案件について諮問をして、それについて審議をいただくというのが審議会でございますから、先ほど言いました今回のこの検討委員会とは全く意味合いはちょっと違う内容だというふうに理解しておりますので、あくまでもこれは審議会よりちょっと何といいますか、下の段階でのそれぞれの意見を出していただいて、方向を出す。そういったことを具体的に検討していただくというだけのものでございますから、審議会と同等に考えられるというのはちょっと間違いだというふうに思います。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 私の見解が間違っったということで指摘を受けましたので、この審議会と検討委員会とは違うものだという改めて認識をいたします。ただ、基本的には検討委員会であり、審議会であり、やはり町執行部の町長が出席なさって答申を最終的に受けられるものなら、やはり十分に住民の忌憚のない意見を承って、それが答申に上がってくるというものなら私は余りそういう形の中に積極的に執行部がかかわりを持つということはいかななものかなと思います。と同時に、先ほど委員さんの中にあれでしたですね、私見ますと専門の担当課の方から出席もしておられるようでございます。ですから、そういう中で恐らく町民さんの質問にそういう担当の教育次長なり、あるいは総務行政改革室長、あるいは社会教育室長等が出席しておりますから、そういう中で十分御答弁ができるんじゃないかと私は考えます。

ですから、先ほど町長にお願いしましたように、これからの審議会も含めてなんですが、こういう検討委員会なんかについては、余り多くまるっきり町長が誘導するような形の発言は控えるべきじゃないかという私は見解を持っております。これはそれぞれ見解が違えば、もうしようがないことですが、基本的に他市町村なんかの例を見ますと、町長みずからがああだこうだと多くを述べていらっしません。あくまでやっぱり町民さんの意見を踏まえた上での答申みたいなものが出れば、それに従って最終的に町長が決断するんだというのが従来、他町村ではやっておられるようでございます。ですから、南部町についてもそういう方向が本来のあり方じゃないかと。ちょっと天萬庁舎の方と全く違ったところで議論してしまってえらい申しわけないんですけど、そういうように考えます。これが私は意見としてそう思います。（発言する者あり）

それから、先ほど同僚議員でございます秦議員さんの方から微に入り細にわたって質問が出ておりますので、私は中身的に余り町長に質問をするところはないわけですが、若干、私ニュアンスが違うなあと思いましたが天萬庁舎の3階は基本的にホール化という形でするんだと。

だけど、話聞いた中では2階、1階の部分についての行政執務室だとか、それから、あるいは図書館等についての改築のことについて話が出まして、それについては図書館機能を整備して、生涯学習施設の拠点施設としたいというように先ほどの秦議員さんのときに教育長が御答弁をなさっていらっしやいます。そういうことも含めた中で、本当に南部町民さんが福祉の向上のためにぜひともというような施設に私はしていただきたいと思います。ですから、私はわずか150人や200人がコンベンションできるような、こういう施設を今、お金をかけなくても本来はですね、南部町には例えば社会福祉施設でございます、天萬の浅井でございますいこい荘もあります。そしてまた、西伯にはプラザもありますし、また、しあわせもでございます。そういうものを十分活用すれば年間50回、60回のコンベンションとかに使う、あるいはコンサートに使うんだったら十分に対応できるものだと思います。ですから、本当に貴重な財源でございますから、ただ単に県や国の補助があるからそれを受けてすればいいという見解は決していることだと思いません。行財政が逼迫する中でございますから、そういうことも考えた上で、本当に町民が期待する庁舎の改修をお考え願いたいと思います。

それから、天萬庁舎の問題はここに置きまして、1番目に質問いたしましたインフルエンザのことについてお尋ねいたします。私が演台で質問をいたしましたように12月の7日の新聞、テレビによりますと、日本でも既に100人の方が亡くなっていらっしやるようでございます。その100人も亡くなるような今の実態でございまして、ただ単に何と申しますかね、インフルエンザがこのたびは弱毒性だということで、安閑としていられるような状態でないと思います。

また、先ほども私が言いましたように基本的にインフルエンザが強毒性に変わる可能性というのは十分にあるんだという町長の説明もございましたが、やはりそういう中で万全な体制を整えてほしいと思います。町長も先ほど御説明いただきましたけど、確かに全町民にこのワクチンを接種するということになる、費用面を考えてみても大変なことはわかりますが、ただ、医療費等を考えて、もし重篤な患者が発生したときには本当にこういう先ほど町長が述べられたような、確かに高額なワクチン代がかかるかもわかりませんが、けど、長い目で見たら町全体のことを考えたときに、これは医療費等のことを考えれば、むしろそのワクチンなんかを全町民に接種して町民が死ぬることのないような対処が私はぜひとも必要だと思います。ただ金額だけでもってワクチン接種を対応するんでなくて、やっぱり町民の安全を第一に考えていただいて、どういう形でやったが一番いいかという中で、これから想定されるH5型の強毒性の強毒性のインフルエンザの対応を考えて、ワクチン接種も考えてほしいと思います。

今さっきの町長さんの御答弁にもあったんですけど、私は何となく町長さんが片一方我々には

強毒性がいつなってもおかしくないよとおっしゃられる反面、何か楽観的な感じがするような御答弁にちょっと感じたもので、その辺は本当に真剣に町長がこれからの対応をしっかりやってくんだという、そういう強い意志をちょっとお聞かせ願いたいと思いますが、どうでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） インフルエンザの前に、先ほどのこの天萬庁舎の改修について、最後のくだりのところで、町民が期待する施設をつくるべきだということで、ここはいいんですけども、揚げ足をとるわけではないけれども、いこい荘だとかいろいろな施設を次々上げられて、別にでもつくった方がよいようなニュアンスに私は受けとめました。最後の部分の発言をですね、そこをはっきりしちよいてもらわにゃいけんということを私は言っているわけです。反問権という、あんまり言葉はようないですけど、聞かせていただいたのはそのためなんです。改めてちょっと読んでみたいと思いますが、町長の執務場所は法勝寺庁舎とする。なお、天萬庁舎の議場を早期に改造して、中央公民館的な利用、ホール的な利用を行うものとするという協定になっているわけです。これ御案内のとおりなんです。これをどうするかということです。天萬庁舎の議場だけを改修するならそんなにかからんと思いますよ。3億もかけてというような言葉もありましたけれども、これはそれに付随して、その背景にある思いというもの、会見町の皆さん方がつくってこられた思いというものを受けとめて、文教的な施設もセットでこの際やろうということなんです。それで、検討委員会の場で、図書館なんか別につくってごせというような話も出ました。出ましたよ。しかし、それはまた趣旨が違うわけですね。庁舎の改造が主になっているわけですから。メインなわけですから。その改造に合わせて長年の会見町の皆さん方の思いを実現しようということにして、おのずとその、ここからここまでという大体幅がありますよ。庁舎を超えてどんどんやるというようなことではないわけですから。まず庁舎のその3階を改造してというところに一つひっかけているわけですから、これはぜひ御理解をいただかんといけんことだというように思います。

それから、インフルエンザで気合いが入らんのではないかということですが、インフルエンザを非常に心配しているわけです。思い起こしていただきたいと思いますが、ことしの当初予算で南部町はマスクの配布を子供たちにいたしました。また、肺炎球菌ワクチンの補助制度も他の町村に先駆けて行っております。御存じだと思いますけれども。そういうことをした結果が、たまたまワクチンの種類は違っておりました。鳥インフルエンザから豚から来る新型インフルエンザに変わったわけですが、マスクの確保というようなこと、あるいは肺炎球菌ワクチンの確保ということについて、特に肺炎球菌ワクチンなんかは今もってなかなかほかの医療

機関に回らん、出回らんわけです。それは公的な支援をしているところを優先的にワクチンを配るといことで南部町にはたくさん来ているんですよ。ほかの町がしたくてもできないわけです。ワクチンがないから。それから、マスクがテレビなんかでありましたねえ、マスクが不足して大騒ぎになりました。あのときに県内の町村長の何人かが、南部町にマスクの余裕はないかというようなことで分けてほしいということを書いてこられた町村長もありました。ですから、早目に手を打っておったわけです。全く気合いが入っとらんだないかなんてって言われる私は筋合いはないというように思っております。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 私の—————のために町長のげきりんに触れたようでございますが、決してそういうことで言ったわけじゃございませんでしてね。何ていいますか、客観的に…。

○議長（石上 良夫君） 赤井議員、今のちょっと言葉が悪いと思いますが。

○議員（7番 赤井 廣昇君） そうですか、申しわけありません。

○議長（石上 良夫君） 訂正されませんか。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 私が大変言葉が粗野だというように今、議長が言われたわけでございますから……。

○議長（石上 良夫君） —————という言葉は余りちょっと悪い言葉です。

○議員（7番 赤井 廣昇君） —————という言葉についてですか。

○議長（石上 良夫君） 直された方がいいと思いますが。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 説明が不十分だったということに、じゃあ訂正させてやってください。そういうことでいいと思いますが。

それで、天萬庁舎の改修については私はもう置くつもりでおったんですけど、たまたま町長が今最後にちょっと言われましたので、私もちょっとそのことの私の考え方を言っておきたいと思っております。基本的に、秦議員さんの方にお答えになったように、年間にそういうコンベンションみたいなホールを整備したところで、50回、60回のものなら私は基本的に新たに改修までしなくても、そういう莫大な費用をかけなくても、いこい荘や、あるいはプラザだとかそういう既存の施設を使えば十分賄えるんだということを肝に置いて改修計画を出してほしいということを書いたということなんですよ。（発言する者あり）することについてはね、これは町民が十分理解して合意ができればやってほしいと思いますが、ただ考えとしてそういうことは原点にあるということなんです、私の考え方は。取り組まれるのは構わないんだけど、やっぱりそういう施設も

あるから、本当にこれが絶対的なものかどうかということも考えながら、私は改修計画というものを出してほしいということなんです。全面的に否定はしておりませんが、そういう考えを首長さんはお持ちにならないといけないということを私はあえて提言というか苦言を言ってるわけでございます。財源のない中でございますのでね、基本的物の考え方、例えば、今おっしゃったようなものなら先ほどのインフルエンザの対応なんかも全額で町民さんの方にインフルエンザのワクチンの投与もできるよということになってくると思います。それがもともと国の方も箱物行政から、どっちかいうとそういうソフトな方に変ってきてるのが今の実態でございますからね、だからそういうことを考えた町政を町長にお願いしているわけでございます。このたびの庁舎改築については、町民の多くの方がオーケーということなれば、それは私はやぶさかではございません。しかし、基本的にはそういう私は物の考え方を持ってるんだということを理解してほしいということでございます。

それから、まだもう少し時間があるようでございますから、インフルエンザの方についてお尋ねいたします。先ほど、費用の面等についても御説明いただいたわけですが、私、ここにインフルエンザの予防接種の関係でインターネットからとった資料を持ってるんですが、こんな失礼な言い方したら恐縮ではございますが、こういうものもしっかり検討されて、南部町はこうあるべきだという結論を出されましたかどうか、ちょっとお答えいただけますか。

近隣の市町村だけじゃなくて日本全国の……。

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後 2 時 4 7 分休憩

午後 2 時 4 7 分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

健康福祉課長、前田和子君。

○健康福祉課長（前田 和子君） 健康福祉課長でございます。国の示しました減免の考え方、そういうものが出されましたから、それに基づきましてさまざまな角度から検討いたしました。7パターン、8パターンというようなことを検討して、課内協議をして、それから上の方にずっと持ち上げていったわけですが、西部管内で申し上げましても町村の実情によりましてさまざまな対応がなされているわけでございます。南部町におきましては、御提案申し上げたとおりの施策にいたしましたわけですが、インターネットでお調べになったということで、御質問の中にもございましたけれども、生活保護の世帯は全国の自治体どこも減免、自

己負担しているところがないというふうにおっしゃいましたけれども、現にこの西部管内でも優先接種以外の生活保護の方は全額負担という町村もございます。ですから、それぞれの町村に合った施策ということで、南部町ではこういう方式が一番いいのではないかと、先ほど町長も申し上げましたけれども、肺炎球菌とかマスクとか、そういう施策もございますけれども、総合的に判断をして決定させていただいたということですのでよろしくお願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） 7番、赤井廣昇君。

○議員（7番 赤井 廣昇君） そうしますと、今、健康福祉課長がお答えいただいたような形で、決して他市町村にまさることはあっても引けをとらないような十分な対応をしたんだという結論だということでございますね。

それで、今おっしゃったんですけど、御承知のとおり町長は2期目の南部町の町づくりについて、ことしの1月の9日にCATVの中海テレビ、12チャンネルの中でね、コムコムスタジオという番組だったんですが、町長の町づくりの思いを語っておられます。福祉の充実こそ今一番大切な課題だということで、継続的に取り組んできたこと、特別養護老人ホームゆうらくの建設や古くなった西伯病院の改築や……（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 赤井議員、通告しておる内容がちょっと違うと思いますが。

○議員（7番 赤井 廣昇君） 関連した事柄でこれが聞いてもらわないと……。

○議長（石上 良夫君） 関連は認められておりませんが。（発言する者あり）

一応読んでください。

○議員（7番 赤井 廣昇君） だから、それを今制止されることが、終わってならわかるんですけど、関連した町長の思いをそういう形でテレビを通じてまでやっていらっしゃるわけで、そういう福祉の町をつくろうとしていらっしゃるわけですから、十分な住民の本当に喜ばれる町政に撤してほしいということをお願いしまして、時間になったようでございますから私の質問は以上で終わります。

○議長（石上 良夫君） 以上で7番、赤井廣昇議員の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） ここで暫時休憩します。再開は3時10分といたします。

午後2時53分休憩

午後3時10分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

続いて、2番、仲田司朗君の質問を許します。

2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 2番、仲田司朗でございます。

それでは、石上議長のお許しをいただきましたので、通告どおり2点について一般質問を行いたいと思います。

まず初めに、総合福祉センターしあわせの太陽光発電システムの設置状況についてお伺いいたします。

太陽光発電システムとは、御承知のとおり太陽光エネルギーを直接電気に変える産業用太陽光発電システムのことで、太陽の光を発電モジュールに受け、電気に変換するシステムであり、発生した電気を直流から交流に変換後、施設内で利用し、余った電気を電力会社に売却するものとなっています。太陽光発電システムを導入することにより、メリットがありますが、CO₂の削減などの環境保全とか、あるいは広告宣伝の効果ということでイメージアップが図れたり、あるいは防災対策として光りさえあれば発電できるという最低限のライフラインを確保できる、あるいは子供たちへの環境問題意識を高めるというようなこともメリットがあるということがあります。また、太陽光発電は、他の発電方法に比べてメンテナンス管理が安易であり、サイズに応じた出力が得られるということが特徴だと言われておりますが、この総合福祉センターしあわせの太陽光発電はどのようになっておるのかお伺いいたすものでございます。

また、この発電施設を売電、電気を売る機能ということで、利用されていないのではないかと話がありますが、これは本当なのか、あるいはあるとすれば原因は何なのか教えていただけたらありがたいと思います。また、その売電機能というんですか、太陽光発電装置をこれを修理すれば幾らかかるのか教えていただきたいと思っておりますし、最後に今後の利活用をどのようにされるのかということもお伺いいたしたいと思っております。これから地域の地球の温暖化防止のためにこういう太陽光発電というのがニーズが高くなるものでございますし、また、今予算にも上程されるようなものでございますので、ぜひ地域のためにも町づくりを進展する上でも必要かと思っておりますし、そのような余った電気を電力会社に売却できるようにどのようにするのかお教えいただきたいと思うところでございます。

次に、天萬庁舎の多目的利用施設化事業計画案についてお尋ねします。

既に同僚議員の方から御質疑がありましたので、私の方は簡単にさせていただきたいと思っておりますが、今年度当初予算で予算化された天萬庁舎多目的利用施設事業の整備概要案は、合併時の協定事項を遵守した機能を整備し、天萬庁舎を本館とする町立図書館機能の充実、町公民館機能の

整備の3本柱として住民の学びを保障する町生涯学習センター仮称として整備することで、改修後の主な機能として町立図書館、公民館、町民ホール、会議室、研修室、エレベーターホール、行政総合窓口、教育委員会事務局等を計画し、町民各種団体の意見や要望を十分反映できるように詳細設計を協議して決定するとなっているところでございます。

私は合併時の協定書に基づいて具体的な整備計画を作成し、施設を建設することは必要だと思っておりますが、どのような意見集約をされておられるのかお伺いをいたしたいと思っております。前回の議会の際にも同僚議員の方から質問があったと思うんですが、会見地域の区長さんの方にお話をされたようでございますけれども、中には集落の内部でも討議をされておられない集落もあったというような話もお伺いをいたしました。また、一般公募委員さんを交えた委員会でも既に計画案が作成された、計画案というか概案でございますけれども、それを何か追認するような委員会ではないのかというようなことを言われる方もございました。私は直接その委員会に出ておりませんが、このような意見が承ったものですから教えていただきたいと思って、この議会に質問させていただくものでございます。以上でよろしくお伺いをいたしたいと思っております。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 仲田議員の御質問にお答えをしております。

最初に、太陽光発電装置設置後の状況についてでございます。

総合福祉センターしあわせは高齢者や障がいのある方などの在宅福祉サービスの拠点として、また広く町民の健康増進や交流のための各種施設を一体的に備えた総合福祉施設として建設し、平成11年度に利用が始まりました。その事業の一部として地球温暖化防止などの地球環境の保全についての意識の高揚を図り、環境に優しい町づくりを推進するために太陽光発電装置を設置しております。太陽光発電は御承知のように太陽の光エネルギーを太陽電池によって電気エネルギーに変換させて利用するエネルギー利用技術でございます。発電電力は曇りや雨、パネルに積雪した場合に低下するなど天候に左右されますけれども、平成11年4月から平成21年11月までの10年8カ月間の総発電電力量は11万9,545キロワットアワーとなっております。月平均にいたしますと約934キロワットアワーとなり、建物内の照明や空調、事務機器などの電力の一部を供給しております。玄関前に設置してあります太陽光発電システムの説明表示板につきましては、現在の日射量、システム発電電力、及び本日の発電電力量を表示していますが、停電した場合は表示が消えるために装置を再起動する必要があります。再起動は現在手動で行っており、復旧に若干時間がかかる場合もあると思っておりますが、御理解をお願いいたします。

また、中国電力への売電につきましては、1度もその実績がございません。これは装置の発電

分をすべて施設で消費をしているというためであります。売電するためには計量メーターの機器更新が5年に1回必要でありまして、それに約50万円かかることなどから売電契約の更新はしておりません。なお、住宅用の太陽光発電システムの設置につきましては、最近の地球規模の環境問題の高まりを背景にその重要性が見直され、平成21年1月から国の補助金制度が再開され、出力1キロワットにつき7万円の補助、上限35キロワットでございますけれども、これが補助されております。南部町もその上乘せとして今年度は7万5,000円の助成、上限4キロワットを行っておりまして、11月末現在の国への申請件数は12件となっております。今後も地球温暖化防止などの地球環境保全についての意識の高揚を図り、環境に優しい町づくりを推進していきたいと考えております。

次に、天萬庁舎の多目的利用施設化事業計画の案でございます。

秦議員の御質問でこれまでの経過説明を行いました。会見地区のシンボリックな施設である天萬庁舎の改修は、まず会見地区の意見を尊重しようと考え、検討準備委員会を立ち上げ、振興協議会の協力のもと、意見をまとめていただきました。その取りまとめ方法はあいみ手間山地域振興協議会では全戸にアンケートを実施され、意見をまとめられました。あいみ富有の里地域振興協議会は区長さん、これは振興協議会では評議員さんでございます。これを集められ、内容説明をして、区長さんが各集落の意見をまとめるやり方で行いました。このようにやり方には違いがございますが、会見地区の全集落に改修計画について周知でき、意見をまとめていただくことができたと思っております。天萬庁舎改修検討準備委員会では当初は全く白紙からの検討、改修の取りやめも含めて検討をお願いしましたが、委員の方からの意見で、何もない白紙からでは検討にならないということでございまして、町の方で何か考えはないかというお尋ねがあり、町から教育委員会の職員を中心にこうなればよいねと話し合っていたことを何案か提示をいたしております。この案をたたき台に地区住民の方に説明する資料を検討していただき、改修の基本案作成をしていただきました。そして、振興協議会の方で全集落に周知していただき、まとめていただいた意見は、会見地区では基本案におおむね賛成とする意見が多数を占めたというものでございました。そして、町全体で公募を交えた検討委員会ではこの準備委員会の意見書を尊重して、たたき台として議論していただいたということでございます。この委員の方の中には改修について反対の意見を言われる方もあり、本当に改修について白熱した議論をしていただきました。その結果、天萬庁舎改修検討結果報告を全員一致の意見でまとめていただいたのであります。以上、申し上げましたように町から提出したものを追認するための委員会ではございませんでした。なお、天萬庁舎の1階から3階までの改修についての検討結果報告は秦議員の質問でお答えしたと

おりでございます。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。

まず、天萬庁舎の整備計画のことでございますけれども、私は先ほども言いましたように、合併時の協定書に基づいてとり行うものでございますので、これはしなければいけないというのは私の基本的な考えでございますが、先ほどお尋ねをしましたものでございますが、地域のそういうフィードバックというんですか、公募の委員さんも交えて最終的なものができた段階でもう一度天萬、旧会員の皆さん方にはこういう結果でなりましたということをお示しただけなければいけないんじゃないかなという気はしてるところですが、その辺は。これは南部町全体のことで、旧会員の人ということだけではないかもしれませんが、何かそういうことが必要だと思うんですが、その辺はいかがされますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 今後の進め方でございますけれども、まだはっきり抽象的な分は今、決めていただいております。これに基づきまして、今、設計を発注をしております。そうしますと、ある段階で皆さんの方にお示しできる図面等ができてまいります。そういったものを用意をいたしまして、検討委員会、それから最初に検討していただきました準備委員会等に御説明をするように考えております。

○議長（石上 良夫君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） 私はこの多目的利用施設を改修したはいいんだけど、地域の住民の思いと違った内容になったということではだめなものですから、そういう話をさせていただいたところでございますので、ぜひ、つくって地域の皆さんが喜んで利用しやすい施設でないといけないものですから、そういうことを言わせていただいたということでございますので、ぜひお願いをしたいなというように思うところでございます。これは今後のいろいろなその進め方だと思いますので、ぜひお願いしたいということでよろしくお願いをしたいと思います。これは提案でございます。

続きまして、太陽光発電システムのことについてお話をさせていただきたいと思いますが、先ほど町長の方から売電はしておられないということだったんですが、当初、これは平成11年にそういうつくられておるときにはこの売電システムを可能にしておりますけれども、経費が50万かかるということで現在使っておられないということなんです、これからこういう太陽光発電システムというのを新たに、例えばこの庁舎にもつくられるとか、そういうような計画はござ

いますでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。まず、先ほどのそこでの答弁で、出力1キロワットにつき7万円の補助、上限3.5キロワットというのを35キロワットとどうも答弁をしたようでございまして、3.5キロワットということに訂正をよろしくお願いしたいというように思います。

それで、質問にお答えしてまいります。太陽光発電については、御案内のとおりであります。今、改めて私が意義を申し上げるまでもないわけでして、今年度の事業で西伯小学校と会見小学校に。それから来年度、天萬庁舎と法勝寺庁舎に、これは国の支援を受けて、全額国の支援でやっていこうというように計画をいたしております。

○議長（石上 良夫君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） この太陽光発電システムにつきましては、ソーラーパネルから接続をしながらパワーコンディショナーというもので充電電気メーターをして、売電をしたりするわけですが、その補助金の対象はその売電するまでが補助対象というような格好になるわけですが、これからの新たにつくられるそういう公共施設については、この太陽光発電を利用して電気料金を節約できるというような、そういうような体制はされるのかどうかということをお聞かせ願えたらと思うんですが、いかがなものでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 総務課長、森岡重信君。

○総務課長（森岡 重信君） 総務課長でございます。当然、どれくらいの発電をして、どういたしますか、効果と費用というようなことは考えたいと思いますけども、多分そんなに売電できるほどのものというのとはつくれないのではないかなあと個人的には思います。ただ、導入のときの検討で1日どれくらいの消費電力があって、それにどれくらいの電力に当てはまるかというような検討は当然導入計画のときに算定されるものというふうに考えております。

今回、予算で要求しております基本太陽光発電の委託料というのが今回出ささせていただいておりますが、その設計の中で考えてみたいというふうに考えておりますので、よろしく願いをいたします。

○議長（石上 良夫君） 2番、仲田司朗君。

○議員（2番 仲田 司朗君） どうもありがとうございました。この太陽光発電につきましては、特に平成11年、旧西伯町時代、坂本町長が他町村に先駆けてこの地球環境の問題、あるいは温暖化の問題に取り組んでこういう設備をされた、また、ということもございまして、これから公共施設、あるいは学校施設にもこういうものをつくるということで、せっかく子供たちのそ

う施設のところにもつくられるわけでございますので、ぜひ情操教育にもこれを利用させていただきますことを重ねてお願いして私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（石上 良夫君） 以上で2番、仲田司朗君の質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 続いて、4番、植田均君の質問を許します。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 植田均でございます。

初めに、地域振興区のあり方を問うものでございます。

地域振興区が設置されて3年目となりました。条例の有効期限は来年6月までであり、今後のあり方が問われています。この2年間で総額2億4,000万円余りの税金がこの政策を実行するために投入されてまいりました。1年で約1億2,000万、平均でございますが、投じられてまいりました。その成果について、町民の皆さんからは十分なよくやっているというような評価がなかなか聞こえてこないのも現実ではないでしょうか。今後の検討については、その費用対効果の観点で町民に対して十分な説明をするべきであります。この費用に見合う効果について説明を求めます。

次に、町は地域振興区設置条例の見直し検討委員会を島根大学の先生を長として各振興協議会の会長7名と副町長と一般からとして社会福祉協議会から1名の10名で構成するとしています。この3年間で要した費用と効果について、町民の立場から十分な検討が必要ではありませんか。地域振興協議会は住民主体の組織と言ってきたこととも今回の見直し検討委員会の構成は整合性がなく、おかしいのではないですか。見解を求めます。そして、この条例の有効期限を控えて、今、町のすべきことはこの事業の費用対効果を明らかにして、本当にこの制度が必要なのか町民に聞くべきではないですか。そのために町長自身が町民の中に出向いて、町民の意見を聞くべきではありませんか。また、アンケートなどで町民の意思確認をすべきではありませんか。

2番目の質問は、地方税滞納整理機構の動向と町の徴税のあり方を問います。

新聞報道によりますと、鳥取県と西部市町村は地方税滞納整理機構の設置を目指し、会合が持たれたとしています。総務省の見解はこのような組織に法的権限はないという見解も聞いております。税の滞納者に対して生活の実情を十分把握した上で適切に処理することが大切であり、このような組織に加盟するべきではないと考えます。町としてどのように対応する考えか見解を求めます。

次に、町の滞納者に対する実情把握をどのようになされているのか説明を求めます。

最後に、滞納者に対して差し押さえも行われています。どのように執行されているのか説明を求めます。町長の前向きな答弁を求め、この場からの質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 植田議員の御質問にお答えをしてみたいです。

最初に、地域振興区政策を問うということでございます。

町内7つの地域振興区は地域の皆さんが力を結集して魅力ある地域づくり、町づくりのためのさまざまな活動に取り組んでいただく場であります。その活動は地域のコミュニティーや産業の活性化、防災活動を通じての安心・安全の地域づくり、地域の福祉力の向上、生涯学習の充実など広範多岐にわたります。これらを担う組織として町内7地域に地域振興協議会が設立され2年半が経過しました。各振興協議会では、その活動を担う4つの部や評議委員会が活動内容を充実し、あわせて地域の住民の皆さんにも活動の浸透を図ってきていただいております。

さて、御質問の費用対効果の件ですが、以上申し上げました活動を支援するための費用が19年度は3,068万円、20年度は1,979万円であります。振興協議会設立の平成19年度は施設整備、軽自動車の購入費などの初期投資に少し経費がかかりましたが、基本的には従来使用していた経費を形を変えて地域の自主性が増す方向で同額を支出して分権時代にふさわしい地域のあり方を構築できたと考えております。これは従来の予算の使い道を工夫して、地域の皆さんが先ほど申し上げた広範多岐にわたる課題に対して、みずからが取り組まれるシステムが構築されたということでもあります。極端なことを申し上げれば、費用はかけずにこのような効果を生み出したと言っても過言ではないと考えております。費用対効果ということにつきましては、行政全般でその検証をすべきであるということは申すまでもないと考えておりますが、これは注意して進めなければならないとも考えております。具体的には短期的な効率主義で考えられるものと、長期的視野で時間をかけて検証すべきものの見きわめが行政にとりましては極めて重要であるということでございます。

次に、地域振興区の見直し検討委員会についてでございます。

南部町地域振興区の設置などに関する条例では、初めての取り組みでもあるので、取り組んだ結果を踏まえ、よりよい条例にすべく3年後に見直しをすることとなっておりますので、本年10月に地域振興区関連条例など検討委員会を設立いたしました。委員の構成ですが、取り組んだ成果や課題は協議会の業務や活動に一番深く携わってこられ、またそれぞれの地域の状況を十分に把握されている7人の会長様に御意見を聞くことが一番ではないかと、このように考えまして

中心的なメンバーとしてお願いをしました。また、9月定例会の細田議員の質問でもお答えしておりますけれども、地域福祉の活動は地域にとっても町にとりましても中心的な課題でありますので、福祉分野の代表である社会福祉協議会会長様にも加わっていただいた次第です。このほかに客観的な立場から御意見をいただき、あわせて本町以外の同種の取り組みにも精通しておられる島根大学教育学部の作野広和先生を委員長にお迎えしたところでございます。現在のところ3回の検討委員会を開催し、条例規則の見直しを行っております。予定としましては、3月議会には条例改正案を提案させていただきたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

次に、町民の意見を聞いて回るべきではないかという質問でございます。

地域振興協議会が設立して3年が経過しようとしており、御承知のとおり各協議会では地域づくり計画に基づき具体的な活動に取り組まれております。今後この活動をより活発にしていくために、今まで以上に住民の皆さんから御意見を伺いながら町としても協議会の取り組みに対して支援をしていく考えであります。町民の意見を聞いてということについては、もっともな御意見と思います。行政全般について幅広い御意見や、集落や地域の課題について身近なところで御意見を伺い懇談をする機会を持つべきと考えまして、平成18年8月には出前講座制度も設けておりますけれども、今日まで1件の申し出もない状況であります。待っていてもお呼びがないわけですから、やり方を工夫しなければならないと考えまして、年明けから役場から出向いて懇談会を開催するように計画をいたしております。集落の寄り合いなどで集まれる機会にお邪魔させていただき、行政各般にわたる諸課題について、余りかしこまった形ではなく、ひざを交えた形での意見交換ができるような場を持ちたいと思っております。また、この件についての住民アンケートは地域の実情を一番よく御存じの地域振興協議会の会長さんがおられますので、今のところ考えておりません。

次に、地方税回収機構の動向と町の徴税のあり方を問うということでございます。

この事案について若干の経過を申し上げておきたいと思っております。まず本年1月13日に開催された税務業務の共同処理に関する県と市町村の意見交換会が西部地区であったわけでございます。ここで鳥取県から県及び全市町村を対象とする全県一本の組織で県内3カ所に事務所を設置する徴収一元化組織の導入してはどうかと、こういう提案があったわけでございます。この徴収一元化組織導入のメリットとして、現在県と市町村で130人弱の職員が徴収業務に携わっているわけでございますけれども、見直しなどを図り100人程度の職員で徴収業務が行われるのではないかと行財政改革による県及び市町村の職員減に対応ができるのではないかとというのがメリットの1番目であります。

2 番目は、従来個別に実施していた地方税の徴収について専門化した組織を創設して、一元的に業務を推進することで高度な専門性の発揮やスケールメリットを生かした徴収方法の導入などにより従前以上の徴収効果が期待できるのではないかとというのが2点目であります。

3点目として徴収一元化組織を組織化した場合、西部地区でも40人程度の専門職員を擁しているために、職員の異動があった場合でも長いスパンでの一定のレベルでの徴収体制が維持できるのではないかなどでございます。まだほかにもいろいろございますけれども、3点に要約して答弁させていただきました。

この提案に対しまして本町としては基本的にはこれはよい提案と考えるけれども、次の点に疑問が残るとして参加、不参加の意思表示はできないということを県に回答しております。疑問が残る点としましては、1つ目に、現在西部地区の市町村は地方税法第48条及び相互併任制度を活用して滞納整理を行い、各市町村とも徴収率のアップを図っております。また徴収スタッフネットを結成し、研修会を重ねて税務徴収担当職員のスキルアップに努め、以前に比べ市町村職員の徴収レベルが確実に向上しつつある中で、本当にこの徴収一元化組織が必要なのかという疑問があるわけでありまして。

2点目に、徴収一元化組織が督促状発付後の一定期間内に納税がない全事案を徴収するという事なんですけれども、該当滞納者が町村に納税相談に来た場合の取り扱いに疑問が残ります。県はこの場合徴収一元化組織に行くように言ってくれとのことでございますけれども、米子市から遠く離れた町村でそれが可能か、納税者からいえば相談場所が遠くなり不便になると、また仮に納税相談を町村で受けることとした場合、徴収部門が徴収一元化組織と重複して町村に残ること、そして徴収一元化組織と町村が同時に滞納者情報を共有することとなるわけでありまして、これはコスト的にそれが可能かどうかという問題もあるわけでございます。まだほかにもございますけれども、この程度でしまっておきます。この県の提案に対しまして県の行いましたアンケートでは、県下全市町村のうち4割余りの市町村が保留または反対の意思表示を行い、特に県西部におきましては半分以上の市町村が保留または反対の意思表示を行いました。その後、県からそういう状況を受けて徴収一元化の現状と今後の対応方針及び鳥取県地方税滞納整理機構、これは仮称でございますけれども、この設立について提案がまたなされたということでございます。徴収一元化については市部を中心に依然として消極的な意見が多く、徴収一元化に向けた組織の創設を前提とした市町村の意思統一を図るに至っていないので、フルセットの徴収一元化組織ではなく徴収事務を共同で行う任意組織としての鳥取県地方税滞納整理機構仮称を創設し、穏やかな形態から徴収一元化をスタートさせ実績を重ねながらフルセットの徴収一元化組織の検討を進

めたいというものでございます。この機構の設立につきましては、その目的として現行の相互併任制度をベースに区市町村に共通の滞納者への文書催告や納税交渉を機構で一括実施して重複事務の解消を図り、また徴収事務の進行管理を機構で一体的に行うことにより今以上に高度で効率的な徴収体制を確立し、税収の確保とともに徴収一元化の有用性を検証するものであります。人員体制として参加市町村は1名以上の徴収実務担当者を各支部に派遣し、県及び構成市町村の税務職員の身分を併任する、業務形態として構成市町村は月5日程度支部に職員を派遣し、当該地区を担当する県税職員と共同して徴収事務を行うとしております。この制度設計に当たっては市町村が参加しやすいように、現行の相互併任制度を発展させた簡素で負担の少ない仕組みとしております本町といたしましては参加について問題もなく、効率的な徴収体制の確立の観点から検討してまいりたいと考えております。

次に、町の滞納者に対する実情把握の現状はどうかということでございます。

滞納の税を徴収する上で、滞納者に対する実情把握は徴収に携わる職員の基本であります。本町におきましては預金調査とともに電話、訪問、来庁要請、出頭通知、差し押さえ予告などによりまして、まず滞納者との接触を図ります。接触した中で1度に支払いが困難であると認められる場合には、滞納者世帯の家庭の状況、収入状況、支出状況、さらにはサラリーローンを含む借り入れ状況などを詳しくお聞きしながら、聞き取り状況調査書及び計算書により一月に納付可能な金額を算出し、滞納者合意のもとに分納誓約書を交わし月々分納していただくようにしております。

次に、差し押さえは適切に行われているかということでございます。

差し押さえなど滞納処分は、納税者の公平性を保つ観点から重要なものでございます。ただ以前から申し上げておりますように、本町におきましては滞納者と接触を図った上で納付勧奨を行い1度に納付できない場合には分納誓約を交わして分納していただくことを基本としております。差し押さえにより至りますのはいろいろなケースがございますが、主に再三訪問しても本人と接触できず、差し押さえ予告書を送達しても何の連絡もない滞納者、あるいは出頭命令及び差し押さえ予告書を完全に無視する滞納者、または分納誓約の完全な不履行者など誠意に欠け、または納税意思が見られないと思われる滞納者に対してでございます。差し押さえに当たって特に留意いたしますのは、差し押さえたことにより納税者の日々の生活を壊さないことであります。例えば給与振り込み口座を差し押さえる場合、差し押さえ後すぐに預金を引き出してしまいますと滞納者の生活に支障を来すおそれがあることから、ある程度の換価猶予期間を、預金の引き出しを待つ期間ですね、こういうものを設けて本人からの連絡を待ち、滞納者本人との接触を図ること

をいたしております。その上で本人と分納誓約を交わし、差し押さえを解除するというものがございます。このように差し押さえに当たっては安易に行わず、法令を遵守しながら十分協議の上行っているということを申し上げて答弁いたします。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） それでは再質問してまいりますが、地域振興区の費用対効果につきまして9月議会で……。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、マイク向けてください。

○議員（4番 植田 均君） 済みません、9月議会で資料をいただきました。町長は答弁の中で事業費だけを答弁されたわけですが、今の町は振興区に支援員として振興区の支援を行っている職員については、この振興区をこの政策全体を動かしていく大きな役割を果たしておられて、この人たちがその振興区の仕事をしていることは皆さん認めることではないでしょうか。それでその関係の資料もいただいております、冒頭の質問で2億4,000万、2年で約、そのことは事業費として認めるべきではないですか。その点どのように考えておられますか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。人件費の考え方につきましては、地域振興協議会ができて支援員を配置したということでございますが、その新たな補てんを町の方でしておらない。つまり既存の職員数の中で賄っております。職員はどこで仕事をしておってもそれぞれ仕事をするわけでございますので、この部分の人件費がふえたという理解ではございません。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） そういうことでは町民の理解は得られない詭弁に類する答弁だと私は思うんですよ。といいますのは、職員は地域振興区の仕事をしてるんですよ。普通の一般職の公務員であればその公務にかかわる職務命令で本来この企画政策課でそういう職務命令にはよっているんですけども、本来の公務をしているわけではありませんね。ですからこの地域振興区政策を推進するための仕事をしている職員の給与については、地域振興区の事業費というのが町民の当たり前の感覚ではないですか。そういうことは、こういうことで議論が先に進まないっていうのもおかしい話で、まずそこんところは認めて話を進めたいと思いますが再度いかがですか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。地域振興協議会の支援員というの

は企画政策課の職員でございます。あわせて、彼らが担っております地域の例えば防災ですとか産業の活性化ですとか、生涯学習の推進ですとか、安心・安全の町づくりというのは、これは町の職員に課せられた大きな使命でございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 見解が違うんですけれども、私は地域振興区を支援するために行っておられる職員ですので、これは振興区の費用として見て、それに対する効果ということで考えていかなければこの政策が将来どうなんだと。本来この公務員はすべての町民に対して公平に公務サービスを行う立場ですよ。けれどもこの支援に行っている職員はその限定された区域でそこで住民の皆さんの活動を支援すると、これは本来の公務サービスではありませんね。これは幾ら言っても話が食い違うんで、私はそういう見解でこれが普通の町民の理解だというふうに考えますので話を先に進みます。

それで振興区ができる以前にその費用対効果を考えるときに振興区をつくる前にかけていたいろんな費用から、この振興区をつくったためにどんだけ税金がその関係で使われたのかということとをまず明らかにしなければ費用対効果の話が土台ができないわけですね。そういうところから見て、9月議会でいただいた資料で地域振興区支援事業っていうのが従来の事業とは外してあるんだという説明でしたが、そういうところで実際に19年には地域振興区に地域振興交付金事業として19年決算が2,445万余り、それから20年が2,629万余り出てます。それでこちらで9月議会に出された地域振興区支援事業というものの差額がどういう金額なのかという説明をしていただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。（発言する者あり）

休憩します。

午後4時00分休憩

午後4時01分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 従前からあったものと、このたび振興区ができたものとの差額というお尋ねだと思いますのでお答えいたします。具体的には例えば新たにできましたもので会長さん、副会長さんの報酬というものがその具体的な金額であろうと思います。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 違うんですよ。地域振興区、この資料持ってますよね。資料持ってますよね、出していただいた資料。これよく見てくださいよ。地域振興協議会会長等報酬っていうのは別に出ていますよ。地域振興区交付金事業、これよく見て答弁してください。１９年が８８３万３，０００円。１９年に振興区に出されている決算額は２，４４５万円余りです。この差額が１９年で１，５６２万ぐらいになると思うんですけども、これの内訳について聞いてますんで。

（「議長、ちょっと休憩」と呼ぶ者あり）

○議長（石上 良夫君） 休憩します。

午後４時０４分休憩

午後４時２５分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） お尋ねにお答えいたします。お尋ねの金額の内訳でございますが、これは従来公民館の活動委託料として支払っておりましたもの、それから各集落の区長さんに報酬としてお支払いしていたもの、また文書配付手数料としてお支払いしていたものを計算して算出した金額が差になります。

○議長（石上 良夫君） ４番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 今の差額が１９年で１，５６２万円程度になると思いますけれども、それが先ほどの公民館活動関係、区長報酬関係、文書配付料関係、それぞれ積算されてると思うので金額を１９年と２０年で答弁できますか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 今手元に資料ございませんのでお答えできません、今は。

○議長（石上 良夫君） ４番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） 費用対効果っていうことで一般質問してるんですが、先ほどの町長の答弁では費用をかけてないというような答弁だったので、そういう準備をしておられないんですか、そのことをお願いします。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） お尋ねのようなことについての資料は準備はしておりませんでした。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 今、見直し検討委員会を立ち上げて今の活動を検討しようとしているわけですね。議会でこういうきちんとした説明がないっていうことは、町民に対して本当にこの振興区をよりよいものにしていこうっていうことでやっておられるのかということ、町民の皆さん心配されるんでないかと思うんですよ。費用の問題、後で委員会でもいいですからきちんと出していただけますか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 所管の委員長様からそういう要請があればお出しいたします。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 結局私、地域振興区ができる前と後に町はどのような税金の使い方をしたのかと、ですから職員の給与も含めてそのできる前とできた後と総額ひっくるめて、そこところが出てこないと今の活動にどれだけの税金を使ってどれだけの効果が生まれたのかっていうことを町民的に検証できないと思うんですよ。そういうことを説明する責任があると考えませんか。

○議長（石上 良夫君） 地域振興統括専門員、仲田憲史君。

○地域振興統括専門員（仲田 憲史君） 地域振興統括専門員でございます。費用対効果ということでの御質問でございますが、先般の9月議会でも申し上げたと思いますが、お金をこれだけ使ったからここまで地域づくりができていなきゃいけないと、そういうものではないというふうに考えております。振興協議会でいろいろな事業に取り組んでいらっしゃいます。その事業ほとんどすべてが、その事業効果を十分に地域にもたらしているすばらしい事業であるというふうに思っております。その事業をそれぞれどれ一つとりましてもお金の額では推しはかることのできない地域のすばらしい財産であるというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。金額を出していないのではなくて、先ほど答弁でも申し上げましたように19年度は3,068万円、20年度は1,979万円だということをちゃんと申し上げております。具体的にこれができる前にあったこの金額と経費と今はどうなっているということ、具体的に聞いていただければ具体的にきちんとお答えをするということでございます。

それから人件費の件でございますけれども、人件費はこれはなるほど支援職員という形で支援をしておりますけれども、主たる業務はその業務だというように思いますけれども、それだけではないわけです。町の例えば防災訓練などがあればもう動員をかけて出ていただきますし、さま

ざまなその地域活動もやっていただいておりますというようなことから、なかなかこのこれだけということをはっきりと竹を割ったように割り切れないということでもあります。私は思っていますのは、例えば100人なら100人の職員を14人ふやして114人になったなら、14人分は幾らかということならわかるわけですが、100人の職員をふやいてないわけですからその中でやっているということと、内容的にもほかのことをさまざまお願いをしておる企画政策課のさまざまな事務をお世話になっておるというような観点もあって、これをはっきりこれだけが地域振興協議会にかかった人件費だということは割り切れないということを申し上げているわけです。大きく言いますと、さっきのここで申し上げたように費用をかけずに今までの費用の中でやりますから、職員もそれを採用してふやしたわけではないので基本的には費用をかけずに新しいシステムをつくったというように御理解いただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 植田議員、大事なことですからかみ合いませんので、今後通告をするときにきちんとそのことも伝えて、議会も延々と時間も来ますのでかみ合うように通告をきちんとしていただきますように議長からお願いいたします。

4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） わかりました。それで町長は支援員のことを新たに雇ったわけではないから総人員をふやしてないからという言い方をされるんですけども、本来公務員は町民の全体の奉仕者ですよ。それなのにそういう公務という形での事務がとれてないんですよ支援員は。そうでしょ。その地域活動の支援なんですよ。それが職務命令で発せられているわけですね。それはそういうことだということではないですか。

○議長（石上 良夫君） 町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。公務という形での事務がとれていないという見方なんですけれども、そういうぐあいに考えないでいただきたいというように思います。それは例えば身体障がい者の事務を担当する人は身体障がい者以外の事務はしないわけですよ。そういうぐあいに理解していただいたらいかがでしょうか。地域の住民の皆さんのことをやっていますから、これは全体の奉仕者としての仕事に十分値するというふうに私は理解しております。そのことはまた地域の課題でもありますし町の課題でもある。そこに手厚くこの人員配置をして本庁舎では人員が少なくなっておりますけれども、みんなが頑張っってそういう方向で支援をしていこうということをやっているわけですから、これはぜひ前向きに評価をしていただきたいと思います。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 地域振興区ってというのはこれまでもずっと任意団体という形でそ

ここに公務員を派遣していくっていうあり方についても議論がこれまでもありましたね。私は身体障がい者の例を挙げてそういう人たちにかかわるから公務員としての仕事、一部でも公務員だという言い方されたですけども違うんですね。地域振興区は限定された地域なんですね。これ南部町全体とは言えないんですよ、そこに支援員が受け持っている地域は。ですから町長の理解は間違っているというふうに言って先に進みます。（発言する者あり）

○議長（石上 良夫君） 静粛にしてください。

○議員（４番 植田 均君） そういうあり方がいろんな問題も生んでいるということが言えると思います。

それで私一つ、地域振興区ができた一方で公民館の人員が減ってますね。１８、１９、２０年のこの間２０年度の決算資料で、１８年が４人体制であったものが１９年で３人になり、２０年で２人になったっていうふうに資料で確認したと思うんですけども、それで間違いはないでしょうか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） そのとおりであります。

○議長（石上 良夫君） ４番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） そこで公民館の実績が２０年の決算の資料でいろいろな資料をつくってもらったと思うんですけども、一つは西伯の公民館の利用人数というので１８年から１９年、２０年ってすごく特徴的なんですけども、１８年が１万７，５８７人の利用があったのに２０年では１万１，１５２人っていうふうにちょっと減ってきてるんですね。それから教室の数も公民館の講座が１９年が３７教室あったものが２０年で３４、そこが割と特徴的にあらわれてるのかなと思いますし、それから講座数と出席者数で見ると、公民館が講座で１９年の出席者数が７，９６１人あったのが２０年では４，３７２というような状況になっています。それから会員の公民館見えますとちょっとこれは公民館……（「通告にのってないぞ」と呼ぶ者あり）これ地域振興区と同じ時期に公民館が体制が減ってきているということの関連で言ってます。それで公民館の出席者数が教室数は若干ふえたり減ったりもしてるんですけども、公民館教室の出席者数が１８年が５，０２５人、１９年が３，７７５人、２０年が３，２０８人というようなところとか、いきいきまなび人リレー交流展での来館者数もちょっと減少傾向っていうようなことが出ています。これが公民館職員が減ってきたってということとの関係で影響が出てるんでないかというふうに考えるんですけども、その辺はどのように感じておられますか。

○議長（石上 良夫君） 教育長、永江多輝夫君。

○教育長（永江多輝夫君） 20年度なり決算の数字はこちらの方が出しておる数字でございますからそれは間違いのない事実だろうと思いますが、そのことをもってそれが職員が減ったからというぐあいには基本的に考えておりません。午前中でしたか、杉谷議員さんのとこだったでしょうか一般質問の中でもお答えをいたしましたけれども、公民館活動を南部町の形態として組み直していくという過程の中でさまざまな動きと連動して一つの南部町の社会教育体制、あるいは公民館活動の方向性なり役割というものを明確に私の方で十分に指示ができなかったというようなことの結果だろうというぐあいに受けとめております。そういうことを現実の姿としながら今後その体制をきちっと仕事をさせていくということに持っていかないけんだというぐあいに思っています。必ずしもそれが人数が減ったからそうなったんだというぐあいには全く思っておりません。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 教育長はそうおっしゃいますけれども、やっぱり現実として職員が減って結果としてこういう状況があらわれているっていうのは事実なんですよ。私はそういう問題があると、社会教育の専門家である公民館の職員がやっぱり体制の不備によって公民館活動の停滞といいますか後退といいますか、そういうことも一つ事実としてあるということではないかというふうに思います。

それで先ほど私は費用対効果ということで今回の質問の一番大事なことをお聞きしたいんですけども、そのことがなかなか出てきません。この振興区をつくったためにどれだけ、職員はもう聞いていますのでわかっていますのでそれ以外の税金としてつくる前とできた後どれだけ税金を投入しているのかということ資料として出していただきたいんですけども、それは当然出してくださいませぬ。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 9月の議会の際に提出しました。お手持ちの資料がそれであると考えております。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） いただいている資料は19年と20年なんですよ。私が言っているのはできる前との比較をしないといけませんので、そのことをお願いしておりますけれどもいかがですか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。議員お手持ちの資料というのは9月議会の際に委員長から要請がございまして提出しました資料でございますが、これは新たに発

生した費用という認識でお出ししてますんで単純に考えていただければこれがプラスになったと。前にはなかったんで、ということでございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） そうしますと事業費を含めて私の認識でいいますと、年間1億円を超える、人件費加えますと、それが新たに加わったっていう認識を執行部も認められたというふうな理解でいいですか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） お持ちの表で再度確認いたしますが、5,047万2,872円でございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 事業費としてはそのような資料になってますのでその点はそういう答弁だったということを理解いたしました。そこで私は今回の検討、この政策時限立法3年間ですね。この評価をなぜ町民と一緒に検討されないのかそのことがわからないんですね。そこんところを住民の皆さんと一緒によりよい町をつくろう、これが町長の中心施策ですよ。これを見直すのに何でたくさんの町民がいっぱい入ってああだこうだっていう話をするべきでないですか。何で今回の検討委員会のこんなような状況になってるんですか。

○議長（石上 良夫君） 企画政策課長、長尾健治君。

○企画政策課長（長尾 健治君） 企画政策課長でございます。先ほど町長答弁いたしましたとおりでございます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 理解できないんですけども、会長さんと住民代表で社協の会長さんですか、学識経験者の島根大学の作野教授ですか、何でそういうことになるんでしょうか。私天萬庁舎の検討委員会でも公募の方が2名入っておられたんですよ。いろんな意見言っておられますが、どうして一般住民が検討に加わらないんでしょうか。そのわけを教えてください。

○議長（石上 良夫君） ここで会議時間の延長を宣告いたします。

副町長、藤友裕美君。

○副町長（藤友 裕美君） 副町長。なぜほかの町民の皆さんが検討委員会に入らんかということでございますが、植田議員さんと根本的に基本的な解釈が違うわけですからなかなかすり合わないというふうに思いますけれども、3年たてば見直しをするするということを盾にとっていろいろ話しておられます。たしか条例にもそのように書いてございまして、それまでにそれについ

ての対応をしなければ条例的に失効になるということでございますけれども、当初の条例をつくったときに初めてのそういう設置条例でありますからいろんな不備の点もあると、そういうようなことを踏まえて条例上のそういった字句などについては見直しをしなければならないというように思いで一応22年の6月ですか、3年間の期限を区切って定めてあるというふうに思っております、基本的にはこの振興協議会をつくった趣旨、そういったことによって興す町づくり、そういったことが基本的に間違いだというような考えは当然持っていないわけでございますから、それを根本的に見直すというような考えは全く持っておりません。そういった中で2年半それぞれの振興協議会が活動していただくそういった中でどういった問題があって、さらにその活動を支援する方法としてどういったものを整備をしていくのか改正をしていくのか、そういったことを基本に検討していただくという考え方であるわけでありますから、当然先ほど町長の答弁にもありましたように地域で会長さんとして実践をしていただいております会長さん方にそういった意見を聞くというのが一番好ましいという判断でそのようなメンバーで今検討をしていただいておりますということでございますから、植田議員さんが基本的に言っておられるもとの考え方がそぐずれておるといふふうに思っておりますので、ひとつそのように御理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） 私、町政というのは住民のためにあるのはだれも否定できませんね。そういう立場からこのあり方について住民が、町民が一緒によりよいものにしていこうということがあんなら見直し、私はいろいろこれまでもいろんなことを言ってきましたので、副町長も何か私に対してかなり偏見持っておられるようですけれども、私は住民の皆さんが自主的活動をすることは当然立派なことだと思ってるんですけれども、そこに町がどうかかわりをするかということでは意見が違ふんですよ。ちょっとこの問題結論急がんといけんで時間がないので私の思いを言っておきたいんですけれども、岩手県の沢内村という日本で最初に医療費を無料にした村がありまして深沢村長という方がそのリードをされたんだそうです。先日そういう映画が米子でありましたけれども、この深沢村長のリーダーシップっていうのはすばらしいものでして町長もよく御存じですか。この方の一番言ってらしたことは、住民の中に入って広聴と広報だと。町の課題は何かということ住民と一生懸命直接対話の中で見つけてきて自分が自分の考えを押しつけるのではなくて沢内村でいえば豪雪の問題、医療の問題、貧困の問題、これが3悪だということでそれを住民と一緒に解決したすばらしい村づくりをされた方なんですよ。そういう私はこの話を聞きまして、行政もかくあるべきだなあと思っているんですよ。（「それが振興区

だ」と呼ぶ者あり) いや、それが違うんですよ。住民と課題の共有をして、それで一緒にやっていくんですよ。今の南部町の場合は地域のことは地域でやれって、町との協働とはいいながら住民は自分の地域のことをやれってというのが振興区になっているんだというふうに私は考えてるんですよ。ですからそういう意味で私は沢内村に学ぶべきだと、地域振興区は今の町のやり方では町民の自主性を発揮できなくなってる障害になっているのが今の公務員としてあるべき職員の配置の仕方、住民が協働するには対等な立場でよくよく話し合うことが大事なんだと思うんですよ。そういうことが今できていないというふうに考えております。そういうことで、この振興区は大いに見直すべきものだということを言っておきまして次の問題に移ります。

次に、地方税滞納整理機構に対する見解で町長は今の任意組織に参加する方向で検討するという答弁であったと思いますけど、それで間違いありませんか。

○議長(石上 良夫君) 町長、坂本昭文君。

○町長(坂本 昭文君) 町長。先ほど答弁いたしましたとおりでございまして、名前が鳥取県地方税滞納整理機構、これは問題もなく効率的な徴収体制の確立も図っていかねばならないというようなことから参加をしていきたいというように考えております。今まだ決めたわけではございませんけれども、そういうぐあいに検討しておるということでございます。

○議長(石上 良夫君) 4番、植田均君。

○議員(4番 植田 均君) 本来県がもともとと言ってきた全自治体参加の組織っていうのは一部事務組合とか法的権限を有する組織ですけれども……(発言する者あり)いいえ違います。今回の任意加入の機構は任意組織なんですよ。それは法的権限がないというのが総務省の見解というふうに私は、総務省の見解が出てまして任意組織の機構が発行する文書は行政文書ではないと、滞納催告をしてそれでもなかったものは機構に行くということですね。そうしますとそこが行政でもないのに滞納整理をやろうとするわけですね。その文書は行政文書ではないっていうのが総務省の見解ですけれども、そのことは御存じですか。

○議長(石上 良夫君) 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長(米澤 睦雄君) 税務課長です。この鳥取県地方税滞納整理機構、これにつきましてはいわゆる町の職員と県の職員が一緒になって例えば個人事業税とそれから個人の町県民税、これの滞納者というのがよく重複いたしますので一緒になって徴収に回ろうということでございます。例えば催告書等そういう書類につきましては整理機構の方でつくりますけれども、実際の印は南部町長ということになるようになっております。以上です。

○議長(石上 良夫君) 4番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） この任意組織で公権力の行使ができないというのが一般的ですよ。任意組織ですから。公権力の行使はできない。その任意組織が出す文書に幾ら南部町長名を書いてもそれは行政文書ではないというのが当然ではないですか。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） この鳥取県地方税滞納整理機構で文書をつくりましても当然南部町の滞納者の場合には南部町の方で文書を回覧しまして決裁をとるという形になりますので、あくまでも主体は南部町になります。いわゆるこれは南部町の徴収吏員と鳥取県の徴収吏員が互いに併任制度を利用いたしまして、この併任制度といいますのは鳥取県の徴税吏員が南部町の徴税吏員も辞令を受ける、それから南部町の徴税吏員は鳥取県の徴税吏員の辞令も併任するという形をとりますので、あくまでも南部町の滞納者に対する主体はやっぱり南部町が負うと責任を、という形になりますので、文書はあくまでも南部町から出すと、南部町長名で出すということになりますので、これはさっき議員がおっしゃいましたような有効ではないということにはならないと考えております。

○議長（石上 良夫君） ４番、植田均君。

○議員（４番 植田 均君） その辺がちょっと正確に理解してほしいんですけども、総務省が言ってるんですよ、任意組織は間違いありません、それが発行する文書は行政文書ではない。ですからそこが発行する文書を調査したいっていうことを言ってるんですよ。何でこういうことを言うかといいますと、その徴税回収機構ですか、そういうものをつくって今まで町の職員が徴税に回るとやっぱりよく実情把握が十分にできるわけですけども、それで強権的にいろんな回収率を上げるための組織ですよ。言ってみればちょっと脅迫的な形でその強制力をより増そうというのがこの回収機構をつくる目的ではないですか。そういうところから見て問題があるのではないですか。

○議長（石上 良夫君） 税務課長、米澤睦雄君。

○税務課長（米澤 睦雄君） 先ほど町長の方から答弁書でございましたが、いわゆる徴収一元化組織、この場合には例えばその組織の職員がだれが南部町内の滞納者のところに行くかわかりませんので、いわゆる町長の方からの答弁しました疑問点の中にちょっと省略はしておりましたけれども、町村で行っている滞納徴収事務は滞納者の生活実態がよく把握できている場合が多く納付相談等きめ細やかな対応ができるが、徴収一元化組織が組織化された場合には滞納者についての情報不足から徴収事務が強制執行ありきで機械的になっていくおそれがあるということで徴収一元化組織には参加、それから不参加の意思表示はできないという回答をしていることを町長は

先ほど申しました。ただ、この鳥取県地方税滞納整理機構というのは目指すところは徴収一元化組織ではございますが、今とりあえず行います徴収一元化組織といいますのはいわゆる相互併任制度、あくまでも主体は南部町の滞納者を回る主体は南部町職員が必ず一緒に参ります。必ず一緒に参るわけです。ですからあくまでも南部町の税務課内で協議したことをやはりきちんと県職員にもやはり話をしてお互いの合意のもとで滞納者のところには回らないといけないというふうには私は理解しております。以上です。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） あと何分ですか。（「2分半です」と呼ぶ者あり）県も全県組織をつくるためにまず最初はこれをやるんだという方向づけまでははっきりしてるわけですから、問題があるわけです。私今非常に大変な経済状態の中でいろいろ困難な状況を抱えておられる方いっぱいいらっしゃると思うんですけども、今の地方税法の中でいろんな制度がありますね。地方税法15条で納税の猶予、それから15条の5の換価の猶予、それから滞納処分の停止、15条の7ですか、こういうような法律に基づくいろんな納付相談に対応する制度がありますけれども、これを十分活用してその生活が継続できるっていう形での法律の適用、これを十分にやっていただきたいと思うんですけどもその点いかがでしょうか。

○議長（石上 良夫君） ちょっと待ってください。ちょっと休憩します。

午後5時00分休憩

午後5時02分再開

○議長（石上 良夫君） 再開します。

町長、坂本昭文君。

○町長（坂本 昭文君） 町長。植田議員の懸念といいたしでしょうか、いわゆるその納税者の立場に立って余り強権的にならないようにというような趣旨だろうというように伺いましたが、先ほどの答弁でも申し上げましたように換価猶予期間なども設けて本人からの連絡を待って生活に早速支障が来ないように、そういう配慮をしながらの徴収事務を行って現におります。そういうことを心配なされる立場は私も評価はいたしますけども、町の方ではそういう懸念がないようにそのような体制でやっておるということでございますから余り御心配ないようにしていただきたい。

それから、総務省が任意団体で効力がないということをおっしゃいましたけれども、先ほど課長の答弁でも明らかですけれども、町長名であくまでもするわけです。町長名で。その機構の名前の徴収事務を執行するわけではございません。町長名で行うということでございますから、そ

こは御懸念には当たらないというように思っております。もしも、今我々が考えておるそういうことが地方税法なり、そういうことに違反しておると、抵触するというようなことならこれは入る必要もないわけですから入らなくてもよいというように思っておりますし、あるいはまた加入した後でも誤りだと思えば脱退すればいいわけですから、御懸念には及ばない、入るが目的ではないわけですから、そこは私も柔軟に対応したいと思います、違法ではないということですから御安心いただきたいと思えます。

○議長（石上 良夫君） 4番、植田均君。

○議員（4番 植田 均君） これ鳥取で児童福祉手当の差し押さえ案件というのがありまして、それが今裁判を起こされておまして、東部県税事務所ですべてその問題を国会で我が党の仁比聡平議員が国会で質問しておまして、与謝野馨前の国務大臣がこのような答弁をしておられますので紹介しておきたいと思えます。税法を適用する場合も一方では厳格でなければならないということは当然なんですけれども、やっぱり個別の事情に応じた相当性のある判断をしなければならない。これは相手の今までの納税経歴とか御家族のこととか、家族の状況とかいろんなことを知らないといけないことなんですけれども、やっぱり税を取る方はいざ、こういうものを差し押さえるというときにはそういう努力も少しはしていただかないと社会的な妥当性を欠くような行政になってしまいます。一方では厳格でなければならないけれども、一方では相当性を持つということがあらゆる法律の適用に当たっては私は必要なんではないかと思っておりますと、このように言っておられまして、社会的相当性という観点も十分に配慮して税務行政を進めていただくことと、先ほどの回収滞納整理機構、私は入るべきでないということを主張して質問を終わります。

○議長（石上 良夫君） 以上で4番、植田均君の質問を終わります。

これをもちまして本日予定しておりました一般質問は終わります。

以上をもちまして……（「議長」と呼ぶ者あり）

植田均君。

○議員（4番 植田 均君） ちょっと発言の訂正をお願いします。

きのうの一番最後に全国町村議長のことにちょっと触れた部分がありまして、後期高齢者医療制度について町村議長会が廃止の決議を上げられたというふうに発言してしまいましたが、これはちょっと正確でありませんで、廃止に関する決議というのがそういう表題でありましたので、その部分の訂正をお願いいたします。

○議長（石上 良夫君） 植田議員から訂正の要請がありましたけど、皆さんの御了解いただきたいと思えます。

それでは発言について訂正いたします。

○議長（石上 良夫君） 以上をもちまして本日の日程の全部を終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石上 良夫君） 御異議なしと認めます。よって、本日の会議はこれをもって散会といたします。

あす9日も定刻より本会議を持ちまして、引き続き一般質問を行う予定でありますので、御参集をお願いいたします。御苦労さんでした。

午後5時07分散会
